

第2次川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン
第2期実施計画 素案

平成29（2017）年 月

川崎市教育委員会

目 次

第 1 章	はじめに	1
1	教育プラン策定の趣旨	1
2	教育プランの全体像	1
3	基本理念と基本目標	4
第 2 章	第 1 期実施計画の取組状況	6
1	社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成	6
2	「生きる力」の育成	7
3	中学校完全給食の実施	7
4	一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援	8
5	学校安全の推進	8
6	良好な教育環境の整備	9
7	県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲	9
8	家庭・地域の教育力の向上	9
9	社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援	10
10	文化財の保護・活用と博物館の運営	10
第 3 章	第 2 期実施計画	11
1	第 2 期実施計画における基本的な考え方	11
2	第 2 期実施計画の全体像	17
3	第 2 期実施計画の政策体系	19
4	第 2 期実施計画期間の取組	21
	基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	21
	施策 1 キャリア在り方生き方教育の推進	24
	基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	26
	施策 1 確かな学力の育成	30
	施策 2 豊かな心の育成	33
	施策 3 健やかな心身の育成	36
	施策 4 教育の情報化の推進	39
	施策 5 魅力ある高等学校教育の推進	41

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	43
施策1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	47
基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する	53
施策1 安全教育の推進	56
施策2 安全安心で快適な教育環境の整備	58
施策3 児童生徒増加への対応	60
基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する	61
施策1 学校運営体制の再構築	64
施策2 学校運営の自主性、自立性の向上	65
施策3 教職員の資質向上	67
基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	69
施策1 家庭教育支援の充実	72
施策2 地域における教育活動の推進	74
基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	76
施策1 自ら学び、活動するための支援の充実	79
施策2 生涯学習環境の整備	81
基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	83
施策1 文化財の保護・活用の推進	86
施策2 博物館の魅力向上	88

第4章 進捗管理の考え方	90
---------------------------	----



はじめに

かわさき教育プランについて

(1) 教育プラン策定の趣旨

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の今後約10年間の教育がめざすものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取組を推進するための指針となるものです。

本市では、平成17年3月に策定した「かわさき教育プラン」(平成17年度～平成26年度)の果たしてきた役割を継承しつつ、子どもの実態や社会情勢の激しい変化等を踏まえ、本市の教育施策を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や目標などを実現するための計画として、平成27年3月に、新たに「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」(以下「教育プラン」という。)を策定しました。また、教育プランは、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画として位置づけています。

(2) 教育プランの全体像

ア 対象期間

平成27年度から概ね10年間を対象とします。

イ 対象分野

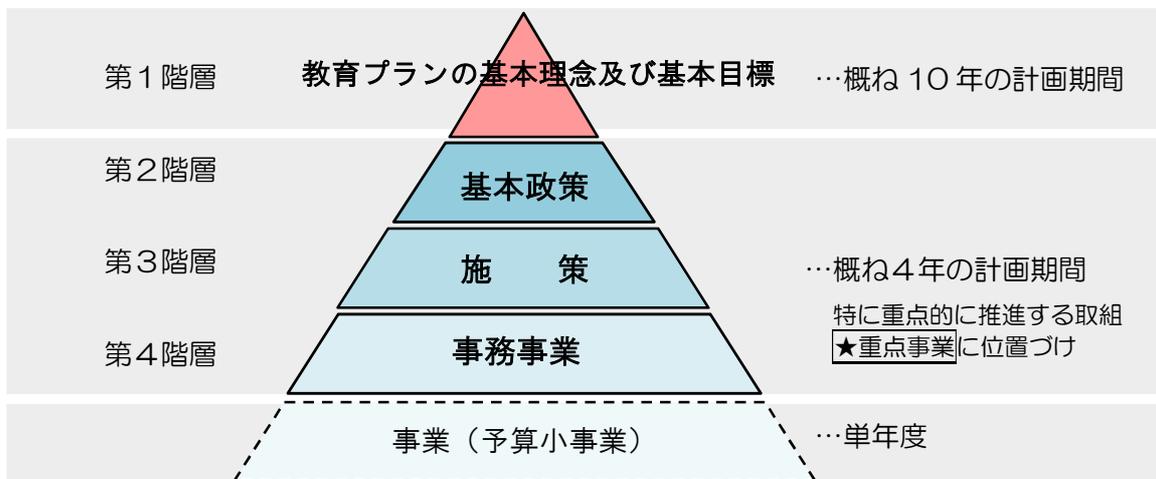
教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育とします。

ウ 教育プランの構成及び計画期間

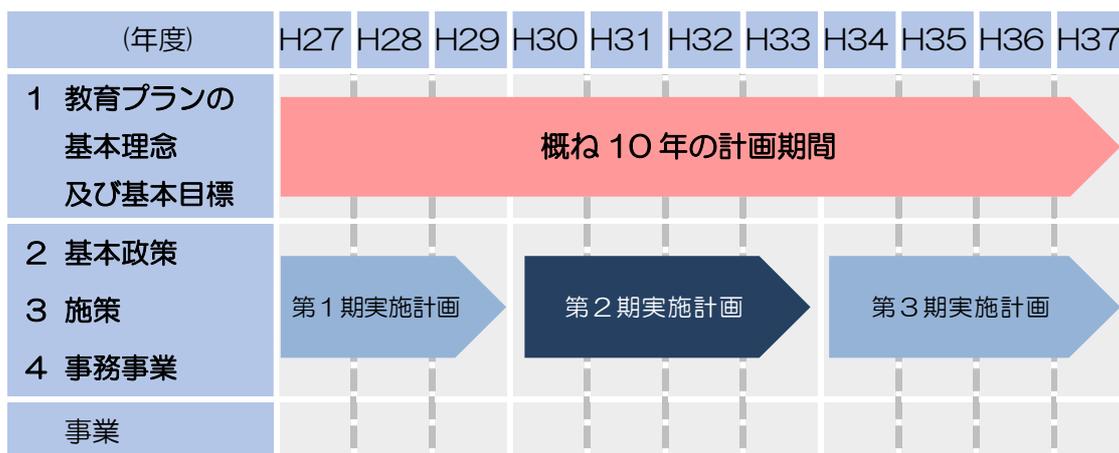
概ね10年間の計画期間全体を通じて実現をめざすものを教育プランの基本理念及び基本目標として掲げながら、具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業の階層で体系的に整理します。基本政策、施策、事務事業については、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とします。

また、各実施計画期間において、特に重点的に推進する取組を「重点事業」として位置づけます。

○ 教育プランの構成



○ 計画期間



教育の振興を総合的かつ体系的に推進し、今後めざすべき基本理念や目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づけるとともに、本市総合計画をはじめ、教育プランと関連する計画との整合を図りながら、教育施策を総合的に推進します。

○教育プランと関連する主な計画

計画名	所管局
川崎市総合計画	総務企画局
行財政改革プログラム	総務企画局
川崎市国際施策推進プラン	総務企画局
(仮称)川崎市子ども・若者に関する総合的な計画(策定中)	こども未来局
第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画	こども未来局
かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン(策定中)	市民文化局
第2期川崎市文化芸術振興計画	市民文化局
川崎市スポーツ推進計画	市民文化局
川崎市環境基本計画	環境局
川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン	健康福祉局
第4次かわさきノーマライゼーションプラン改定版(策定中)	健康福祉局
かわさき資産マネジメントプラン	財政局

など

(3) 基本理念と基本目標

教育プランの基本理念及び基本目標は、今後の本市の教育がめざすものを表しています。これを、平成37年度までの教育の指針となる考え方として掲げ、その実現をめざした施策を実施計画に位置づけ、推進していきます。

<基本理念>

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしづえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

社会が激しく変化するこの時代において、将来を見据えると、少子高齢・人口減少社会、グローバル化・情報化の進展、不安定な雇用状況、社会の活力の低下への対応など、多くの課題が存在します。

また、平成26年に市制90周年を迎えた本市は、利便性の高い生活環境、将来性のある産業の振興、市民との協働による文化芸術やスポーツのまちづくりなど、その強みを活かし、さらなる発展へ歩みを進めながらも、都市インフラの老朽化や社会保障関連経費の増大、今後到来する人口減少への対応など、乗り越えなくてはならない多くの課題に直面しています。

このような状況の中、これからの社会を見据え、願うのは、どのような社会状況においても、夢や希望を抱き、自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動しながら、いきいきと躍動する市民の姿です。また市民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、高め合いながら共に生きる社会の姿です。

そして、そのような市民を育て、社会をつくるのが、人づくりを担う教育の大切な役割です。

「教育が人・社会の発展の礎を築く」

私たちは、これからの人・社会のために教育ができることを真剣に考え、市民と手を携えながら、教育の力で新しい川崎の未来とそこでいきいきと活動する市民を育てていきます。そしてその実現のために、教育プランの基本理念を、今後教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定め、新しい時代に向けた教育施策を推進していきます。

<基本目標>

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

変化が激しい社会においても、誰もが夢や希望を抱き、充実した人生を送るため、また社会を持続的に発展させていくためには、「生涯にわたって学び続け、自立した個人として生きていく力を一人ひとりが身に付けること」、そして「自立した個人が、多様な価値観を認め合い、互いに支え合い、高め合う精神を持ち、生きがいのある社会を協働してつくりだしていくこと」が大切です。

人づくりを担う教育の役割を果たし、「人・社会の発展」を実現していくために、今後 10 年間を通して教育施策の指針となる考え方を、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとしながら、教育プランの「基本目標」として上記のように定めています。

第 1 期実施計画の取組状況

第 1 期実施計画における主な取組状況

教育プランの具体的な取組内容は、基本政策、施策、事務事業を体系的に整理した実施計画としてまとめています。本市では、平成 27 年度から 29 年度までを対象とする第 1 期実施計画に基づき、学校教育や社会教育をめぐる様々な課題の解決をめざし、教育施策を推進してきました。

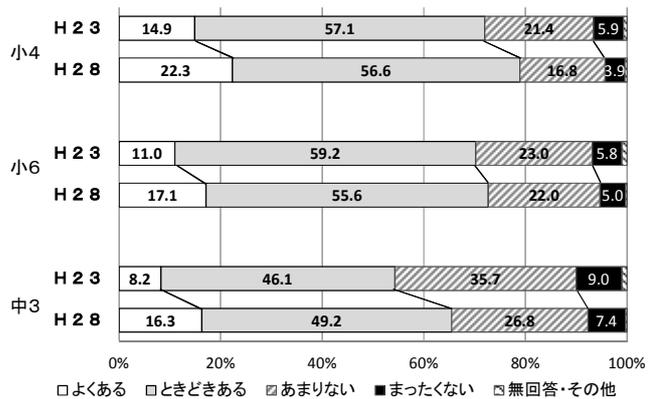
(1) 社会的自立に必要な能力・態度と共生・協働の精神の育成

- ➡ 子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育が求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達の段階に応じて計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」の全市立学校での実施を始めました。
- ➡ 「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、各学校を訪問しての指導・助言や、研修会や指導資料等の配布を通じた取組事例の共有、地域・保護者への情報提供を行いました。



▲キャリア在り方生き方ノートを活用した授業

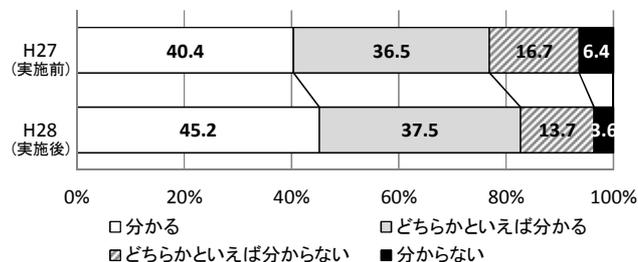
■学校生活の中で、周りの人の役に立ったと思うときがあると回答した児童生徒の割合



(2) 「生きる力」の育成

➡ 子どもたちの「確かな学力」を育むため、算数・数学において「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導」の研究に取り組み、その成果を活かして全校で展開を図るとともに、次期学習指導要領の本格実施を見据え、「英語教育推進リーダー」の養成や外国語指導助手(ALT)を活用した授業の充実など、児童生徒の英語力の育成に向けた取組を進めています。

■算数の授業が分かると回答した児童の割合 (H27研究推進校)



➡ 学校司書のモデル配置等による読書活動の充実を通じて「豊かな心」を育成するとともに、休み時間中の運動体験等による体力の向上などにより「健やかな心身」の育成に取り組んでいます。

(3) 中学校完全給食の実施

➡ 安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向けた取組を進め、平成 29 年 1 月から東橋中学校、犬蔵中学校、中野島中学校及びはるひ野中学校において中学校完全給食を開始するとともに、市内 3 か所の学校給食センターの整備等を進め、平成 29 年度中にすべての中学校で完全給食を実施します。



▲中学校での給食時間の様子

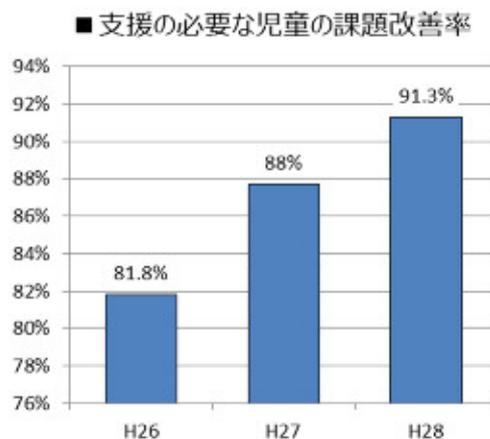
➡ 生徒の食生活の現状や課題、食育の観点等を踏まえて、中学校給食のコンセプトを『健康給食』と定め、米飯給食中心に野菜を取り入れた献立や、地場産物を取り入れた献立を提供しています。



▲「かわさきそだち」の野菜スープなど、地場産物を取り入れた献立

(4) 一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援

- ➡ 子どもが抱える多様な今日的課題に適切に対応するために、市立小学校において児童支援コーディネーターの専任化を進めてきました。平成29年度には全校で専任化を行い児童への包括的な支援体制を構築し、いじめや不登校の早期発見・早期解決を図っています。
- ➡ 中学生死亡事件の発生を受けて、各学校では共感的理解に基づく児童生徒に寄り添った支援体制の整備・充実や警察等との連携強化を図るとともに、長期欠席傾向のある児童生徒を早期に把握し、対応するための仕組みを整えました。



(5) 学校安全の推進

- ➡ 「災害時に身を守る」「災害発生時・発生後に地域に協力する」「自然環境や災害等についての基本的知識をつける」をねらいとした防災教育を推進しています。平成28年度までにすべての学校を防災教育研究校として指定し、各学校において研究の成果を活かした取組が行われています。
- ➡ 東日本大震災の被害の状況を踏まえて学校の防災機能を強化するため、体育館及び格技室の吊り天井について、すべての市立学校での落下防止対策を実施しました。



▲吊り天井の落下防止対策工事の施工前後の比較

(6) 良好な教育環境の整備

- ➡ 老朽化した学校施設について、学校施設長期保全計画に基づき改修による再生整備と予防保全の整備を行うことで長寿命化を推進し、財政支出の縮減と平準化を図るとともに、トイレの快適化やバリアフリー化など教育環境の改善を進めています。



▲再生整備により木質化された教室

(7) 県費負担教職員の給与負担・定数決定権限の移譲

- ➡ 平成 29 年度から、市立小・中学校等における学級編制基準(1 学級あたりの児童生徒の人数を定める基準)や、教職員定数の決定権限が神奈川県から本市に移譲されました。円滑な移管を行ったとともに、今後、より一層本市の実情に即した学校運営ができるよう、効果的な教職員配置に向けた検討を進めています。

(8) 家庭・地域の教育力の向上

- ➡ 家庭環境の複雑化や地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まっている中で、各行政区及び中学校区に設置された地域教育会議を中心に、学校・家庭・地域の連携を進めて地域全体で子どもを見守り育てる力の向上に取り組んでいます。また、平成 28 年度からは企業と連携しながら、家庭教育の充実に向けた支援を行っています。

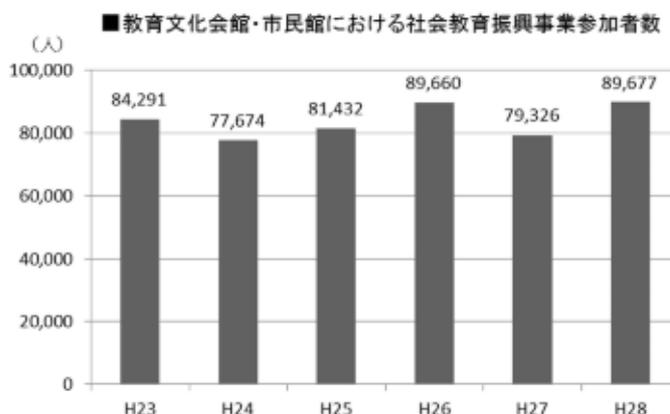
- ➡ シニア世代をはじめとする地域の方々为主体となって地域ぐるみで子どもたちの学びをサポートする「地域の寺子屋事業」について、平成 26 年度からのモデル実施を経て、平成 28 年度から本格的に事業化し、平成 29 年 3 月までに 30 か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりを進めています。



▲地域の寺子屋事業 学習支援の様子

(9) 社会教育を通じた市民の出会い・学びの支援

- ➡ 市民の主体的な学びを支援するため、市民館や図書館などの市民が自ら学ぶ拠点となる社会教育施設におけるサービス向上や長寿命化を推進して生涯学習環境の充実を図るとともに、教育活動に支障のない時間に校庭や体育館を地域に開放するなど、学校施設の有効活用を推進しています。



(10) 文化財の保護・活用と博物館の運営

- ➡ 文化財ボランティアと連携しながら文化財の適切な保護・活用を進めるとともに、平成27年3月に国史跡に指定された橋樹官衙遺跡群については、発掘調査の現地見学会や近隣の文化財をめぐる史跡めぐりなど多様な事業を展開し、市民に身近な文化財に触れる機会を提供しています。



▲橋樹官衙遺跡群での現地見学会

- ➡ 国史跡橋樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存管理、活用等について定めた「川崎市橋樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定を行いました（平成29年度末策定予定）。
- ➡ 博物館施設について、生田緑地内の各博物館施設と連携・協力しながら生田緑地全体としての魅力向上に取り組んでいるほか、日本民家園の開園50周年を祝って、50周年記念伝統芸能公演など各種記念事業を行いました。



第2期実施計画

1 第2期実施計画における基本的な考え方

平成27年3月に第1期実施計画を策定してから3年間が経過し、この間、学習指導要領の改訂や国における教育振興基本計画の見直し等、本市をめぐる社会状況は変化を遂げてきました。

これまでの取組を着実に継承するとともに、さらに発展させ、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、教育プランの基本理念及び基本目標を実現するため、今後4年間（平成30年度から平成33年度まで）の取組内容を、8の基本政策、19の施策、46の事務事業に体系的に整理した「第2期実施計画」を策定します。

(1) 本市の教育をめぐる状況の変化

少子高齢化や技術革新、グローバル化など、引き続き社会状況が激しく変化しているとともに、子どもが抱える課題の複雑化や社会・家庭の状況の変化、またそれらに伴って学校現場に求められる役割はさらに増大しています。また、平成29年3月に学習指導要領が改訂され、小学校では平成32年度から、中学校では33年度から全面実施されるとともに、高等学校では34年度から年次進行により実施されることとなっています。

一方で、本市においては平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「かわさきパラムーブメント」のもと、共生社会の実現に向けた取組を進めていくことが求められています。

<学習指導要領の改訂>

将来の予測が難しい社会の中でも、広い視野を持ち、志高く未来を作り出していくために必要な資質・能力を子どもたちに育む学校教育の実現をめざして学習指導要領の全面的な改訂が行われました。

次期学習指導要領では、子どもたちに求められている資質・能力とは何かを社会と共有し、連携して子どもを育てる「社会に開かれた教育課程」が重視されています。また、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」や、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立などが打ち出されるとともに、教育内容の主な改善事項として、外国語教育の充実などが盛り込まれています。

<子どもの多様化するニーズへの対応>

現在の学校現場には、特別な支援を必要とする子どもの増加、いじめ・不登校など、様々な課題が存在しています。国が批准した「障害者の権利に関する条約」においては、障害のある者とない者が可能な限り共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム」の構築が提唱されており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、学校における合理的配慮の提供が義務化されたところです。

また近年では「子どもの貧困」への対応が課題として取り上げられており、国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しています。本市においては「川崎市子ども・若者生活調査」を行い、今年8月に分析結果を公表したところです。

<学校現場における業務の適正化>

今日、教員が学習指導や生徒指導等の幅広い業務を担うことにより、子どもの状況を総合的に把握して効果的な指導ができる一方、さらなる教育活動の充実に向けて、学校の体制整備が必要です。

生徒指導や特別支援教育等に関わる課題が複雑化・多様化している中で、学校や教員が心理や福祉等の専門家などの多様な人材と連携・分担する「チームとしての学校」の体制を整備することで、教職員一人ひとりが専門性を発揮し、教育活動を充実していくことが期待されています。

また、国内外での調査からは日本の教員の長時間勤務が明らかになっており、「働き方改革」の視点からも、心身ともに健康を維持しつつ、誇りや情熱を持って使命と職責を遂行できる職場づくりに向けて、学校や教員

の業務の見直しを推進し、教員が本来の業務に一層専念できる体制を整える必要が高まっています。

<共生社会の構築とかわさきパラムーブメントの推進>

少子高齢化やグローバル化の一層の進展が予想される中では、多様な人々が得意な分野で能力を発揮するとともに、互いの違いを尊重しつつ支えあうことで、共生社会を作り上げていくことが不可欠です。平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、スポーツの意義や価値等に対する理解・関心を向上させるとともに、障害者理解の促進やボランティア精神の醸成、異文化理解等の促進などを行い、東京大会の効果を将来に繋がるレガシー（遺産）とすることが求められています。

本市においては「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」のもと、ボランティア活動の推進やスポーツによる体力向上や健康づくり、バリアフリー化の推進など、大会終了後や市制100周年につながるよう取組を進めています。

(2) 対応すべき課題

<子ども>

予測困難な変化の激しい時代を生きるためには、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら将来を作り出せる人材の育成が求められています。本市においては、「かわさきパラムーブメント」の考えに基づき、教育活動を通じて、多様性を尊重する社会をつくる子どもを育むことが求められています。【基本政策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

また、子どもたちの学力については改善傾向にあるものの、学習と自分の生活・社会との関係性が見出せない子どもの存在や、体験活動や文化芸術体験の不足等が指摘されています。家庭の経済的な背景や、障害の状況や発達の段階など、子どもの発達や学習を取り巻く個別のニーズを把握し、それらに適切に対応しながら、智・徳・体にわたる「生きる力」をバランスよく育む必要があります。【基本政策Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

<学校>

次期学習指導要領では、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。本市においては、すべての学校に学校教育推進会議を設置するとともに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置し、「地域に開かれた学校づくり」を進めてきました。今後も、地域が学校運営に参画するための持続可能な仕組みについて検討を進める必要があります。【基本政策Ⅴ】

学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実することが求められています。学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく改善などを通して、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立する必要があります。【基本政策Ⅰ、Ⅱ】

<家庭>

家庭教育はすべての教育の出発点として、特に、豊かな情操や基本的な生活習慣、家族や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心を養うことが求められます。しかし、昨今は核家族化が急速に進むとともに、共働き世帯が大幅に増加し、本市においては約半数が共働き世帯となっているなど、その様子は大きく変化しています。時間的・生活的な余裕がなく、支援を必要としていながら支援の場に参加できない家庭も多くあることから、支援の必要な家庭に支援が行き届くよう、企業等の多様な主体と連携を行い、支援の充実に取り組むとともに、地域社会をはじめとした社会全体で、子育てする家庭への支援を行う必要があります。【基本政策Ⅵ】

<地域>

地域においては、地域社会のつながりの希薄化が進んだことが指摘されています。地域のコミュニティにおける人々のつながりや絆づくり、またシニア世代の社会参加や生きがいづくりに向けて、地域づくりのために社会教育が果たす役割が今後一層重要となっています。社会教育が充実した地域社会では、子どもたちが地域の多くの大人と関わりながら、安心して生きる力を培うことができます。地域における市民の主体的な学びを支え

るための情報や場所の提供など、行政によるきめ細やかな支援が求められています。【基本政策Ⅶ】

文化財は地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれます。川崎市初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群をはじめ、地域の歴史を伝え、市民に誇りと愛着を与えてくれる文化財を、地域のつながりや学びあいを推進するために地域の教育資源として活用することが必要です。【基本政策Ⅷ】

<教育行政>

教員が本来的な業務に一層専念し、教育の質を高められる環境を構築することは、子どもたちに必要な資質・能力を高める教育を行うためには必要不可欠なことです。子どもたちがいきいきと学校生活を送ることができるよう、学校業務の適正化や教職員の適正配置を行い、教職員が使命と職責を遂行できる環境づくりに取り組むとともに、本市の実情を踏まえた教員研修計画の検討など、教職員の資質・指導力の向上に向けた取組を進める必要があります。【基本政策Ⅴ】

厳しい財政状況が続くことが想定される中、山積する教育課題に適切に対応するために、事業の効率的かつ効果的な執行に向けた見直しに継続して取り組み、事業に必要な財源の確保に努める必要があります。

また、学校や市民館など教育財産として多くの老朽化した施設を管理している教育委員会では、支出の平準化を図りながら、長期的な視点で計画的な保全を図り、教育環境の維持・改善に取り組む必要があります。【基本政策Ⅳ】

教育プランの基本理念及び基本目標の実現のために、計画の実行を確保するための進捗管理や新たな課題への迅速かつ柔軟な対応、関係局や関係団体、市民等との連携・協働、教育行政を担う職員の育成など、教育プラン実現のための執行体制の構築については、引き続き継続して取り組んでいく必要があります。

(3) 第2期実施計画の策定

以上のような教育をめぐる現状に適切に対応していくためには、これまで本市の教育が積み重ねてきた成果を継承するとともに、さらに発展させながら、現場の実態に目を向け、残された課題、新たな課題に真摯に向き合い、多様な主体と連携・協働して、計画的に取組を進めていくことが重要です。

そこで、教育委員会では、引き続き対応すべき課題及びプランの基本理念及び基本目標を踏まえ、課題解決に向けて教育施策を着実に推進するため、平成30年度から平成33年度までをその対象期間とする「第2期実施計画」を策定します。

2 第2期実施計画の全体像

■プランの基本理念・基本目標

基本理念

ゆめ きぼう いだ い じんせい おく いしずえ きず
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

基本目標

じしゅ じりつ
自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

■第2期実施計画（平成30年度～平成33年度）「8つの基本政策」と「19の施策」

基本政策

I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

自己有用感や規範意識、人と関わる力等の子どもの社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を、小学校段階からすべての教育活動を通じて計画的・系統的に育む「キャリア在り方生き方教育」を推進します。

(19の施策及び主な取組)

- I-1 キャリア在り方生き方教育の推進
 ★**キャリア在り方生き方教育の推進**

基本政策

II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

(19の施策及び主な取組)

- II-1 確かな学力の育成
 ★**次期学習指導要領に対応した総合的な学力向上策の実施**
- II-2 豊かな心の育成
 ●人権尊重教育及び多文化共生教育の推進
 ●読書のまち・かわさき事業の推進
- II-3 健やかな心身の育成
 ★**小中9年間を通じた食育の推進**
- II-4 教育の情報化の推進
- II-5 魅力ある高等学校教育の推進
 ●定時制生徒の自立に向けた支援

基本政策

V 学校の教育力を強化する

地域とともにある学校づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力を育成するとともに、教員が子どもたちと向き合う本来的な業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

(19の施策及び主な取組)

- V-1 学校運営体制の再構築
 ★**「チームとしての学校」の体制整備と学校マネジメント支援の実施**
- V-2 学校運営の自主性、自律性の向上
 ●地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
 ●区における教育支援の推進
- V-3 教職員の資質向上
 ●ライフステージに応じた教職員研修の実施

基本政策

VI 家庭・地域の教育力を高める

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(19の施策及び主な取組)

- VI-1 家庭教育支援の充実
- VI-2 地域における教育活動の推進
 ●地域教育会議の活性化
 ★**地域の寺子屋事業の推進**

きょうせい きょうどう
共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

及び「主な取組」

- : 主な取組
- ★ : 主な取組のうちの重点事業

基本政策

Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもがいいきと個性を發揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育「支援教育」を学校教育全体で推進します。

(19の施策及び主な取組)

Ⅲ-1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進

★特別支援教育の推進

- いじめの未然防止や早期解決に向けた取組
- 就学等に係る経済的支援の実施

基本政策

Ⅳ 良好な教育環境を整備する

地域における子どもたちの見守りや、防災教育の推進などにより、学校安全を推進します。
「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やトイレの快適化を行い、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

(19の施策及び主な取組)

Ⅳ-1 安全教育の推進

Ⅳ-2 安全安心で快適な教育環境の整備

★学校施設長期保全計画の推進

★学校トイレ快適化の推進

Ⅳ-3 児童生徒増加への対応

- 新川崎地区、小杉駅周辺地区への小学校新設に向けた取組

基本政策

Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりに繋がる学びや、学びを通じた出会いを促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

社会教育施設について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

(19の施策及び主な取組)

Ⅶ-1 自ら学び、活動するための支援の充実

★地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築

- 図書館運営事業

Ⅶ-2 生涯学習環境の整備

- 生涯学習施設の長寿命化
- ★学校施設の有効活用

基本政策

Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、橋樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

(19の施策及び主な取組)

Ⅷ-1 文化財の保護・活用の推進

- 文化財保護活用計画に基づく取組の推進

★橋樹官衙遺跡群の史跡整備の推進

Ⅷ-2 博物館の魅力向上

- 生田緑地の魅力向上・発信
- 科学館開館50周年に向けた取組

3 第2期実施計画の政策体系

第1階層	
基本理念	「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」
基本目標	「自主・自立」 変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと 「共生・協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

★重点事業に位置づける事務事業

第2階層	第3階層	第4階層			
基本政策（8）	施策（19）	事務事業（46）	ページ	所管課	
Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる	1 キャリア在り方生き方教育の推進	1 キャリア在り方生き方教育推進事業 ★	25	教育改革推進担当	
	Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	1 確かな学力の育成	1 学力調査・授業改善研究事業 ★	31	総合教育センター
			2 きめ細やかな指導推進事業 ★		総合教育センター
			3 英語教育推進事業 ★		総合教育センター
			4 理科教育推進事業 ★		総合教育センター
			5 小中連携教育推進事業		教育改革推進担当
			6 学校教育活動支援事業		指導課
	2 豊かな心の育成	1 道徳教育推進事業	34	総合教育センター	
		2 読書のまち・かわさき推進事業		指導課	
		3 子どもの音楽活動推進事業		指導課	
4 人権尊重教育推進事業		人権・共生教育担当			
5 多文化共生教育推進事業		人権・共生教育担当			
3 健やかな心身の育成	1 子どもの体力向上推進事業	1 子どもの体力向上推進事業	37	健康教育課	
		2 健康教育推進事業		健康教育課	
		3 健康給食推進事業 ★		健康給食推進室	
4 教育の情報化の推進	1 教育の情報化推進事業	1 教育の情報化推進事業	40	総合教育センター	
		5 魅力ある高等学校教育の推進		1 魅力ある高校教育の推進事業	42
Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	1 共生社会の形成に向けた支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業 ★	49	指導課	
		2 共生・共育推進事業		教育改革推進担当	
		3 児童生徒支援・相談事業		総合教育センター	
		4 教育機会確保推進事業		総合教育センター	
		5 海外帰国・外国人児童生徒相談事業		総合教育センター	
		6 就学等支援事業		学事課	

第2階層	第3階層	第4階層		
基本政策（8）	施策（19）	事務事業（46）	ページ	所管課
Ⅳ 良好な教育環境を整備する	1 安全教育の推進	1 学校安全推進事業	57	健康教育課
	2 安全安心で快適な教育環境の整備	1 学校施設長期保全計画推進事業 ★	59	教育環境整備推進室
		2 学校施設環境改善事業 ★		教育環境整備推進室
		3 学校施設維持管理事業		教育環境整備推進室
3 児童生徒増加への対応	1 児童生徒増加対策事業	60	企画課	
Ⅴ 学校の教育力を強化する	1 学校運営体制の再構築	1 学校業務マネジメント支援事業 ★	64	教職員企画課
	2 学校運営の自主性、自律性の向上	1 地域等による学校運営への参加促進事業	66	教育改革推進担当
		2 区における教育支援推進事業		教育改革推進担当
		3 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業		指導課
	3 教職員の資質向上	1 教職員研修事業	68	総合教育センター
		2 教職員の選考・人事業務		教職員人事課
		3 教育研究団体補助事業		指導課
Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	1 家庭教育支援の充実	1 家庭教育支援事業	73	生涯学習推進課
	2 地域における教育活動の推進	1 地域における教育活動の推進事業	75	生涯学習推進課
2 地域の寺子屋事業 ★		生涯学習推進課		
Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる	1 自ら学び、活動するための支援の充実	1 社会教育振興事業 ★	80	生涯学習推進課
		2 図書館運営事業		生涯学習推進課
	2 生涯学習環境の整備	1 生涯学習施設的环境整備事業 ★	82	生涯学習推進課
		2 社会教育関係団体等への支援・連携事業		生涯学習推進課
Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める	1 文化財の保護・活用の推進	1 文化財保護・活用事業	87	文化財課
		2 橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業 ★		文化財課
	2 博物館の魅力向上	1 日本民家園管理運営事業	89	文化財課
		2 青少年科学館管理運営事業		文化財課

4 第2期実施計画期間の取組

基本政策 I 人間としての在り方生き方の軸をつくる

子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、将来の社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を培う教育の実践が求められています。本市では、これを「キャリア在り方生き方教育」としてすべての学校で取り組み、日々の学習活動を通じて子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人と関わる力、社会に参画する力等を小学校段階から計画的・系統的に育てていきます。

○ 現状と課題 ○

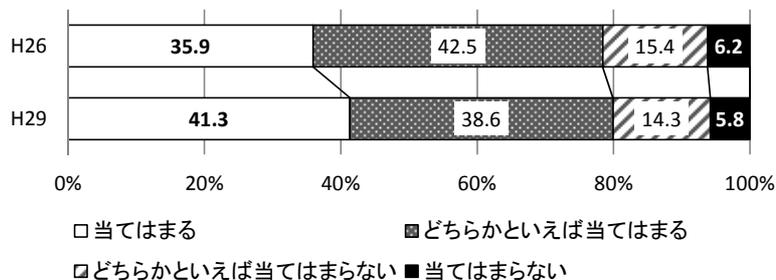
グローバル化の進展や少子高齢化に伴う産業構造の変化は、雇用形態や若者の就労意識にも大きな影響を与えてきました。さらに、近年の人工知能（AI）の進化など技術革新が一層進展し、今後の労働人口の相当規模が人工知能やロボット等により代替される可能性や、これまでになかった仕事が新たに生まれる可能性が指摘されています。また、グローバル化が進む中、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争などの不安定な国際情勢や環境問題など、国際社会と協力して取り組むべき課題も少なくありません。このように、今日の子ども・若者が生きる社会は、ますます社会の予測が困難な状況になっています。これまでも、社会環境の変化に十分対応できず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子ども・若者の実態について、コミュニケーション能力の不足や低い自己肯定感、他者への配慮の不足といった状況が指摘されており、社会的・職業的に自立するために必要な基盤となる能力として、チームワークやストレスマネジメント能力、また、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解など、基礎的・汎用的能力を育成する必要があります。

21世紀の日本にふさわしい教育体制の構築に向けた内閣の私的諮問機関「教育再生実行会議」における第十次提言では、「諸外国に比べて子供たちの自己肯定感が低いままでは、『社会に開かれた教育課程』の下でこれからの時代に求められる資質・能力を十分に実現できたことにはなりません。」と述べられています。子どもたちが自分の価値を認識しながら、他者の価値も尊重する意識の醸成や、自信をもって成長し、よりよい社会の担い手となることができる環境づくりが必要とされています。

全国学力・学習状況調査を見ると、本市の子どもの自己肯定感は年々増加傾向にあるものの、小学校では5.8%、中学校では9.0%の子どもが「自分にはよいところがあると思わない」と回答しています。また「将来の夢や目標を持っていますか」という項目については、小学生、中学生ともに依然として全国平均よりも低くなっています。

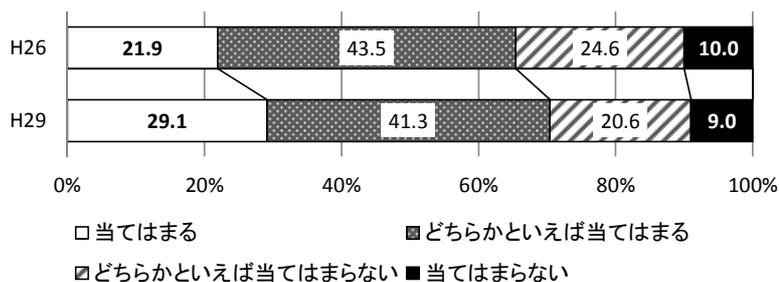
本市では、子どもたちのキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すために、すべての市立学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施しています。引き続き、各学校の実情に応じて、子どもたちに社会的自立に向けて必要な能力や態度及び共生・協働の精神を計画的・系統的に育てる教育が求められています。

「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する児童の回答の割合（小学校6年生）



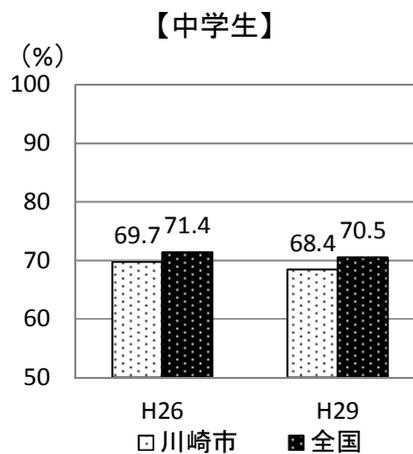
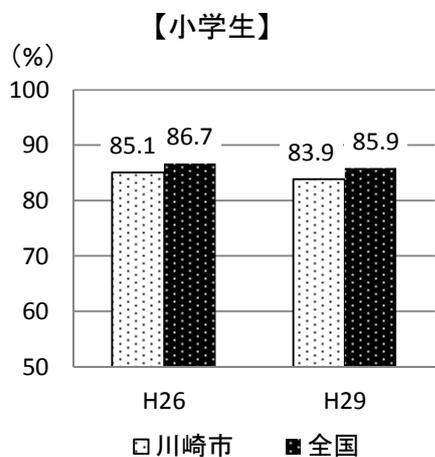
資料：全国学力・学習状況調査

「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する生徒の回答の割合（中学校3年生）



資料：全国学力・学習状況調査

「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもに、社会で自立して生きていくための能力や態度とともに、共生・協働の精神を育みます。

○ 参考指標 ○

(基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。)

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33)
自己肯定感	「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合	小6 79.9% 中3 70.4% (H29)	小6 82% 中3 74% 以上
将来に関する意識	「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合	小6 83.9% 中3 68.4% (H29)	小6 86% 中3 69% 以上
自己有用感	「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合	小6 92.6% 中3 90.9% (H29)	小6 94% 中3 92% 以上
チャレンジ精神	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえば挑戦している」と回答した児童生徒の割合	小6 78.8% 中3 71.7% (H29)	小6 81% 中3 74% 以上
共生・協働の精神	「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小6 87.8% 中3 84.3% (H29)	小6 90% 中3 85% 以上
社会参画に関する意識	「地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えることがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小6 42.7% 中3 29.6% (H29)	小6 44% 中3 31% 以上

施策 1. キャリア在り方生き方教育の推進

かつて、子どもたちは家族や近隣の人々で形成された身近な集団の中で、多様な年齢層の人々との付き合い方を身に付けてきました。近年、子どもたちを取り巻く環境の変化とともに、こうした日常生活を通じた人間関係づくりや社会性を身につける機会も少なくなっています。また、学校での学習に意義を見出すことができずに学習意欲が低下したり、将来に不安を感じたりといった、今日、子どもたちが直面する様々な課題への対応が求められています。

「キャリア在り方生き方教育」は、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念であり、子どもたちの自立に必要な能力や態度を育てる教育として、平成 28 年度からすべての市立学校で実施しています。小学校からの系統的な取組を通して「自分をつくる」、「みんな一緒に生きている」、「わたしたちのまち川崎」の3つの視点で、「学ぶこと、働くこと、生きることの尊さを実感し、学ぶ意欲をもった人材」、「共生・協働の精神をもち、共生社会を実現していく人材」、「心のよりどころとしてのふるさと川崎への愛着をもち、将来の川崎の担い手となる人材」を育成していきます。

急激な社会・産業構造の変化の中でも、子どもたち一人ひとりが将来直面するであろう様々な問題に、柔軟かつたくましく対応できる力を育て、自信を持って可能性に挑戦することができるよう、特別活動や道徳教育、「かわさき共生＊共育プログラム」など既に各学校で実施されている取組と、教科等の学習活動を相互に結びつけ、すべての教育活動を通じて「キャリア在り方生き方教育」を推進していきます。

- ・教育プランの基本目標である「自主・自立」「共生・協働」の実現に向けたキャリア在り方生き方教育を推進していきます。
- ・発達段階に応じた福祉教育の推進など、「かわさきパラムーブメント」の視点も踏まえた取組を計画的・系統的に推進します。
- ・教師用資料である「キャリア在り方生き方教育の手引き」の活用や研修会などを通じて、全校での取組を支援していきます。
- ・高等学校における「キャリア・パスポート（仮称）」を作成・配布し、学校での活用を支援していきます。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>キャリア在り方生き方教育推進事業</p> <p>将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育を全校でより効果的に実践するため、手引きの配布や研修により、「キャリア在り方生き方教育」についての理解を深めるとともに、指導体制の構築や、家庭との連携を図ります。</p>	<p>●研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア在り方生き方教育の全校実施（H28 から） <p>●「キャリア在り方生き方ノート」を活用した取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校への配布・活用 <p>●広報等による保護者等への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> リーフレットの作成及び配布 	<ul style="list-style-type: none"> 各校における取組の実施 計画的・系統的な福祉教育の推進に向けた支援 高等学校における教材の検討 リーフレット配布等による広報実施

「キャリア在り方生き方教育」とは

一人ひとりの将来の社会的自立に向け、必要な能力や態度を育てる教育です。

社会の一員としての役割を果たすとともに、それぞれの個性、持ち味を最大限発揮しながら、自立して生きていくために必要な能力や態度を育てる教育であり、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から、各学校における教育活動を幅広く見直し、これまでの取組を価値づけ、改革していくための理念です。

一般の「キャリア教育」に、共生・協働の精神を培うという視点と、郷土を愛し、将来のふるさと川崎の担い手を育成する視点を加え、本市では「キャリア在り方生き方教育」と名付けました。

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちが、志高く未来を作り出していくために必要な資質・能力を確実に育む学校教育の実現が求められています。社会において自立的に生きるために必要な「生きる力」とは何か、どのように学ぶかを学校と保護者・地域を含めた幅広い主体と共有しながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てていきます。

○ 現状と課題 ○

基礎的な知識や技能はもとより、子どもたちが自ら学び、課題を見つけ、主体的に判断し、問題解決のために他者と協力する資質や能力を伸ばしていくためには、学校のみならず、地域や家庭との連携・協力した取組を計画的に進め、「確かな学力」を育成していく必要があります。

平成 29 年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本市の平均正答率は、すべての項目で全国平均をやや上回るか同じ値となり、ほぼ同程度の結果となっています。また、平成 28 年度の川崎市学習状況調査における授業の理解度では、小学生の 89.5%、中学生では 76.1%が「わかる、どちらかといえばわかる」と回答（各対象科目の平均値）しています。

次期学習指導要領では、特に、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の効果的な育成に向け、各教科等を通じた言語活動の充実、児童生徒のコミュニケーション能力や情報活用能力の育成、観察・実験の重視をはじめとした理数教育や外国語教育の充実などが求められています。

全国学力・学習状況調査結果を見ると、「自分とは異なる意見や少数意見のよさを生かしたり、折り合いをつけて話し合い、意見をまとめている」と回答した本市の児童生徒の割合は、小学生で 53.3%、中学生で 43.1%となっており、全国よりも若干高いものの、いずれも前年度より割合が低下しています。本市では、子どもたちが互いに論じたり語り合ったりする姿や自らの意思で行動したりする姿が、主体的な社会参画の姿勢を育むことにつながるものと考えています。選挙権年齢の引き下げを機に、これまで以上に、子どもたちに国家・社会の形成者としての意識を醸成することが求められており、すべての校種における主権者教育の充実が必要です。

「豊かな心」の育成については、子どもたちの規範意識、自尊感情、他者への思いやり、主体的に判断し適切に行動する力などを育むため、深く考え、議論する道徳教育や人権尊重教育の推進が必要です。

「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン（素案）」では、東京2020オリ

ンピック・パラリンピック競技大会を契機として「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出していくためには、将来を担う子どもが、社会的マイノリティに対して正しく理解し行動できるようにしていくことが重要」と位置づけ、各教科や特別活動等の様々な教育活動において「心のバリアフリー」に関する理解を深める指導の充実が求められています。「かわさきパラムーブメント」がめざす「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、計画的・系統的に行っていく必要があります。

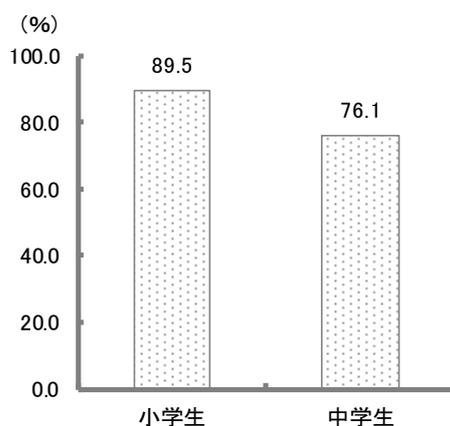
「健やかな心身」の育成については、偏った栄養摂取や朝食欠食等、食生活の乱れや肥満・痩身等の課題が挙げられることから、学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持・増進を図ることが重要です。

本市では、平成 29 年 12 月に中学校完全給食が全校で実施となり、子どもの心身の健全な発達のため、今後は小中 9 年間を通じた食育の充実を図る必要があります。

その他、インターネットが現代社会に変革をもたらすとともに、パソコンやスマートフォンなどが広く個人にも普及し、誰もが情報の受け手だけでなく送り手にもなり得るようになっていきます。子どもたちが ICT 機器や情報を活用する能力を身につけるとともに、適切な情報発信の仕方を学べるような情報教育を充実していく必要があります。

現在、国で議論されている高大接続改革を受け、各校の特色を生かした多様な学習ニーズに対応する教育活動へと反映し、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していく必要があります。

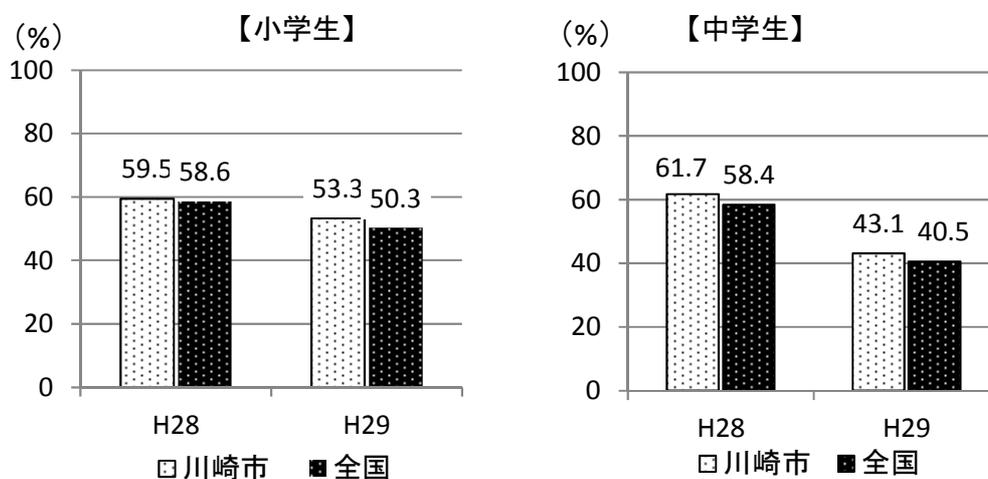
授業の理解度（平成 28 年度）



資料：川崎市学習状況調査

※小学生：国語、算数、理科、社会の平均
中学生：国語、算数、理科、社会、英語の平均

「自分とは異なる意見や少数意見のよさを生かしたり、折り返しをつけたりして話し合い、意見をまとめている」という質問に、
 そう思う、どちらかといえばそう思うと回答した児童・生徒の割合



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

子どもたちの学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、将来の予測が難しい社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身につけることをめざします。

○ 参考指標 ○

(基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。)

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33)
授業の理解度	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合	小5 90.9% 中2 76.1% (小5 H29/中2 H28)	小5 93% 中2 79% 以上
学習の好感度	「学習は好き、どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合	小5 77.8% 中2 61.8% (小5 H29/中2 H28)	小5 80% 中2 65% 以上
授業の有用感	「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合	小5 93.8% 中2 算定中 (H29)	小5 96% 中2 検討中 以上
英語によるコミュニケーションへの積極性	「道で外国人に英語で話しかけられたとき、何とか英語で話そうとする」と回答した生徒の割合	78.5% (H28)	84% 以上
規範意識	「人が困っているときは、進んで助けていると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合	小6 86.1% 中3 84.9% (H29)	小6 88% 中3 87% 以上
子どもの体力の状況	体力テストの結果(神奈川県との本市の値)	小5(男) 100.0 小5(女) 100.2 中2(男) 93.1 中2(女) 95.3 (H28)	小5(男) 101 小5(女) 101 中2(男) 100 中2(女) 100 以上

かわさきパラムーブメント推進ビジョン

現在、策定している「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン(素案)」では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のもつ価値を最大限に活用することを前提に、「成長と成熟の調和により持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、パラムーブメントによって「目指すもの」と、その実現に向けた基本的な考え方としての「理念」、さらに未来への贈り物としての「レガシー」を明確にして市民と共有し、そのための取組を計画的に進めていくことを目的としています。

【目指すもの】 誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり

【理念】 人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出すること

「かわさきパラムーブメントによって目指すもの」と「かわさきパラムーブメントの理念」を踏まえ設定した9のレガシーのうち、「多様性を尊重する社会をつくる子どもを育むまち」を未来へ遺していくレガシーの一つとして設定しております。

将来を担う子どもが、障害のある方をはじめとする社会的マイノリティに対して正しく理解し行動できるようにしていくことが重要であり、学校において、多様性を尊重する社会をつくる子どもの教育を計画的・系統的に行っていきます。



めざせ! やさしさ日本代表!

かわさきパラムーブメント

施策 1. 確かな学力の育成

「確かな学力」を育成するためには、「基礎的な知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」をバランスよく育み、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うことが必要となります。本施策では、すべての子どもが「わかる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進します。

- 次期学習指導要領の全面実施に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実践を進めていく中で、児童生徒が主体的に学習活動に取り組み、基礎的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等を確実に身に付けられるよう、授業改善を行います。
- 実生活において必要となる資質・能力を育成するためには、教科横断的な学習の充実が必要であることから、学校全体で学習効果がより大きく発揮される「カリキュラム・マネジメント」の確立をめざします。
- 一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。
- 急速なグローバル化の進展の中で英語力の一層の充実が求められており、次期学習指導要領においては外国語教育の充実が示されています。次期学習指導要領の全面実施に対応し、積極的に外国人と英語でコミュニケーションをとれる児童生徒の育成に向けて、英語教育の充実を図ります。
- 世界的なハイテク企業や研究開発機関が数多く立地する、国際的な先端産業・研究開発都市である本市の強みを活かし、子どもたちの科学への興味・関心を一層高め、魅力ある理科教育を展開します。
- 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などの諸課題につながっている事態等（いわゆる中1ギャップ）が依然として生じていることから、小中9年間の学びの系統性を確保し、小学校から中学校への接続を円滑化するための小中連携教育の推進を図ります。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>学力調査・授業改善研究事業</p> <p>学力の状況を的確に把握するために、調査・研究を行い、その結果を活用して、子どもたちが「分かる」を実感できる授業づくりを推進します。</p>	<p>●市学習状況調査・市学習診断テストの実施（小5、中1～中3）及び結果の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査等の実施及び個票配布（小5、中2） 	<ul style="list-style-type: none"> 調査等の実施及び個票配布、アンケートの充実等の検討 <p>●全国学力・学習状況調査の結果に基づく、各学校における結果報告書の作成・数値目標の設定等による授業改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業改善実施 調査の結果を活かしたさらなる授業改善の検討 <p>●実践事例集の活用による指導力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 事例集作成・配布 学習指導要領の改訂内容に対応した実践事例集の作成・配布
<p>きめ細やかな指導推進事業</p> <p>習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。</p>	<p>●研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細やかな指導・学びの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 3年間（H26～H28）の研究の総括 「きめ細やかな指導実践編」の作成及び活用 <p>●少人数指導・少人数学級等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の実情に応じた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の充実 「実践編」の冊子を活用した取組の実施 <ul style="list-style-type: none"> 学校の実情に応じた取組の充実
<p>英語教育推進事業</p> <p>外国人と直接コミュニケーションを図る機会を増やし、異文化を受容する態度を育成するため、研修の充実による教員の指導力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）を活用する等、英語教育を推進します。</p>	<p>●文部科学省の中央研修等を活用した、英語教育推進リーダーの養成推進</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 養成数（累計）：20人 <p>●英語教育推進リーダーによる、小・中・高等学校における外国語教育指導力向上研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 実施校数：175校 <p>●ALT の配置・活用による英語教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校：76名 高等学校：5名 <p>●小学校における英語の教科化等に対応した指導体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 英語教育推進リーダーの養成推進 <ul style="list-style-type: none"> 外国語教育指導力向上研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ALT の適正な配置の推進 <ul style="list-style-type: none"> 中学校教員の小学校への派遣等の実施

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>理科教育推進事業</p> <p>理科支援員の配置や中核理科教員(CST)の養成などにより、若い教員の授業力向上や観察・実験の機会の充実を図り、子どもたちが興味・関心を持って主体的に学習に取り組める魅力ある理科教育を推進します。また、企業や研究機関、大学と連携して、技術者、研究者による派遣授業などの実施を支援します。</p>	<p>●理科支援員による理科教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 全小学校に配置 <p>●横浜国立大学と連携した中核理科教員(CST)養成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 CST 養成数(累計): 62 人 <p>●市内小・中学校での CST 実習生の受入</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 受入校数: 3 校 <p>●CST による教員研修の実施と理科指導力の向上推進</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 CST による研修数: 4 講座 <p>●先端科学技術者の派遣授業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 実績: 16 回(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 理科支援員の継続的な配置 CST 養成プログラムの実施 CST 実習生の受入実施 CST による理科指導力向上のための教員研修の実施 派遣授業の継続的实施
<p>小中連携教育推進事業</p> <p>新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校などにつながる「中1ギャップ」が見られることから、小中9年間の系統的な教育の実施と、小学校から中学校への接続の円滑化を図ります。</p>	<p>●小中9年間を円滑に接続する小中連携教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 全中学校区における実施 <p>●指定中学校区でのカリキュラム開発研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 2中学校区の指定 <p>●実践報告集の編集・発行や小中連携教育担当者会議の開催による有効な実践の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書の発行・活用及び会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 各中学校区における小中連携教育の実施 2中学校区における2年間の研究の実施 有効な実践の共有のための取組の実施
<p>学校教育活動支援事業</p> <p>教育活動サポーターを配置することにより、学校のきめ細やかな指導を支援します。また、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。</p>	<p>●教育活動サポーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 <p>●小・中・特別支援学校における自然教室の実施(ハヶ岳少年自然の家等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の継続的な実施 事業の継続的な実施

施策 2. 豊かな心の育成

「豊かな心」を育成するためには、自らを律しつつ、他者と協調し、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育てていく必要があります。子どもたちの健やかな成長のため、読書活動、体験活動などを通して、道徳教育や人権尊重教育等の充実を図り、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」をすべての教育活動の基盤としながら、豊かな人間性を育む取組を推進していきます。

- ・「特別の教科 道徳」が、小学校は平成 30 年度から、中学校は平成 31 年度から実施され、道徳的な目標を達成するために、一人ひとりの子どもが題材を自分自身の問題と捉え、向き合い、考え議論する道徳教育を推進します。
- ・子どもの権利学習、多文化共生教育等をはじめとする人権学習に取り組むことにより、他者との違いを認め尊重しあう意識や態度の育成を図り、他者や社会とのよりよい関係を築きながら、総合的に人権尊重教育の推進を図ります。
- ・子どもが本に親しむことで、言葉や知識を学び、表現力や想像力を高め、人生をより豊かでより深く生きていくことができるよう、学校司書等の配置を進めるとともに、図書担当教諭や図書ボランティアの資質向上を図るための研修の実施など、子どもの読書環境の充実を図ります。
- ・音楽の素晴らしさや楽しさを味わい、豊かな感性等を育むため、子どもが文化や芸術に接する機会となるよう「子どものためのオーケストラ鑑賞」や「子どもの音楽の祭典」等の取組を推進します。

川崎市の人権尊重教育

一人ひとりが尊厳をもって自分らしく生きられる社会を創造するためには、国籍、文化、性別、障害、世代、考え方などの多様性を尊重し、あらゆる機会や場を通して、様々な人権問題に関する理解を深めることが必要です。

本市では、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、様々な教育活動を推進しています。他者との違いを認め、互い尊重し合う意識や態度を育成するためには、具体的な人権問題に直面した際に、それを解決しようとする実践的な行動力などを育むことが大切です。

今後も本プランの「自主・自立」、「共生・協働」という基本目標の実現をめざして、児童生徒の豊かな心の育成の推進を図ります。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>道徳教育推進事業</p> <p>「特別の教科 道徳」の実施も踏まえ、児童生徒が、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を養うことができるよう、道徳教育を推進します。</p>	<p>●学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた道徳教育の充実</p> <p>・事業実施</p>	<p>・事業の継続的な実施</p>
<p>読書のまち・かわさき推進事業</p> <p>子どもから大人までが読書に親しめるよう、様々な読書活動を推進するため、学校司書等の配置を含めた読書環境の整備を推進します。</p>	<p>●モデル配置の検証を踏まえた学校司書の配置による学校図書館の充実</p> <p>・総括学校司書：H29 21 名 学校司書：H29 21 校</p> <p>●川崎フロンターレ等との連携による読書活動の推進</p> <p>・ドリルの配布やイベントの実施</p>	<p>・学校司書等の適正な配置の推進</p> <p>・連携した取組の実施</p>
<p>子どもの音楽活動推進事業</p> <p>音楽のすばらしさを味わい、体験することを通して、子どもたちの豊かな感性を育み、生涯を通じて音楽を愛好する心情を育てられるよう、本格的なオーケストラ鑑賞や、市内の貴重な音楽資源を活用した音楽の体験活動を推進します。</p>	<p>●ミュージア川崎シンフォニーホール等を活用した「子どものためのオーケストラ鑑賞」の実施</p> <p>・H29 体験者数：9,239 人 94 校</p> <p>●ミュージア川崎シンフォニーホールを舞台とする「子どもの音楽の祭典」の実施</p> <p>・事業実施</p> <p>●市内音楽大学と連携した「ジュニア音楽リーダー」（中学生）の育成</p> <p>・H29 実施校数：19 校</p>	<p>・事業の継続的な実施</p> <p>・事業の継続的な実施</p> <p>・「ジュニア音楽リーダー」の育成実施</p>

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>人権尊重教育推進事業</p> <p>子どもたちの人権感覚や、人権意識の向上を図ります。また、「子どもの権利に関する条例」の周知と正しい理解の促進を図ります。</p>	<p>●人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施</p> <p>・H28 開催：2 回</p> <p>●人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員や PTA を対象とした研修の実施</p> <p>・H28 研修参加者数：2,437 人</p> <p>●人権教育補助教材「はたらくひとびと」や子どもの権利学習資料等の活用</p> <p>・作成及び配布</p> <p>●子どもの権利学習派遣事業の実施</p> <p>・H28 派遣学級数：109 学級</p>	<p>・人権尊重教育推進会議の実施</p> <p>・研修の実施</p> <p>・補助教材の作成及び配布の継続</p> <p>・派遣事業の実施</p>
<p>多文化共生教育推進事業</p> <p>子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。</p>	<p>●民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民を「民族文化講師」として派遣</p> <p>・H28 派遣校数：53 校(156 人)</p> <p>●外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換</p> <p>・情報交換の実施</p> <p>●各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換</p> <p>・実践事例報告会の開催</p>	<p>・派遣事業の実施</p> <p>・外国人教育推進連絡会議の開催</p> <p>・実践事例報告会の開催による情報交換の実施</p>

施策3. 健やかな心身の育成

「健やかな心身」を育成するには、たくましく生きるための健康な体や体力を育ていく必要があります。生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むために、心身の調和的な発達を図ることは大変重要です。本施策では、子どもの体力向上のための方策の推進やさらなる食育の充実など、生涯を通じて健康で活力ある生活を送るための基礎を培う取組を推進していきます。

- 誰もが運動する心地よさを味わい、生涯にわたって運動に親しむことができるよう、学校、家庭、地域、行政が連携を図りながら、子どもの体力向上を図ります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、子どもが持つ運動・スポーツに対する関心や意欲の向上を図るとともに、体育や健康に関する指導を充実させ、運動する習慣を身につけることで、健康を増進し、豊かな生活を送るための基礎を培います。
- 自らの健康に関心を持ち、よい生活習慣を維持・向上させる自己管理能力を育成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を推進します。
- 小中一貫した食育を推進するため、「健康給食」の中学校全校での実施に続き、小学校においても「健康給食」の取組を推進していきます。また、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進により、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育みます。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p data-bbox="272 282 499 342">子どもの体力向上推進事業</p> <p data-bbox="300 383 499 566">児童生徒の健全な心身の育成をめざし、地域スポーツ人材を活用しながら学校体育活動を充実します。</p>	<p data-bbox="539 282 1342 360">●中学校総合体育大会、市立小学校地区別運動会、小学校陸上記録会の実施</p> <ul data-bbox="539 376 1046 409" style="list-style-type: none"> ●各種大会の実施 <p data-bbox="539 421 1342 499">●休み時間等を活用した外遊びや長縄跳びなどに取り組む「キラキラタイム」の実施</p> <ul data-bbox="539 506 1235 573" style="list-style-type: none"> ●H29 実施校数：113 校 ●全小学校での継続的な事業実施 <p data-bbox="539 595 975 629">●学校体育への武道等指導者の派遣</p> <ul data-bbox="539 636 1126 669" style="list-style-type: none"> ●H29 派遣数：86 人 ●継続的な指導者の派遣 <p data-bbox="539 685 756 719">●部活動への支援</p> <ul data-bbox="539 725 1126 826" style="list-style-type: none"> ●部活動指導者の派遣 ●全国大会出場者への旅費等の補助 ●部活動への継続的支援 <p data-bbox="539 842 1334 920">●中学校におけるオリンピック・パラリンピアンとの交流事業（講演会やパラスポーツの体験など）の実施</p> <ul data-bbox="539 927 1355 994" style="list-style-type: none"> ●H29 実施校数：10 校 ●全中学校での実施をめざした継続的な事業実施 	
<p data-bbox="272 1021 467 1055">健康教育推進事業</p> <p data-bbox="300 1084 499 1397">すこやかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。</p>	<p data-bbox="539 1032 1193 1066">●喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の健康教育の推進</p> <ul data-bbox="539 1084 1155 1117" style="list-style-type: none"> ●保健の授業等で実施 ●健康教育の継続的な実施 <p data-bbox="539 1133 1166 1167">●児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進</p> <ul data-bbox="539 1173 1355 1240" style="list-style-type: none"> ●食物アレルギー研修の実施 ●養護教諭や栄養士を対象とした研修の継続実施 <p data-bbox="539 1263 1114 1296">●学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施</p> <ul data-bbox="539 1308 1126 1341" style="list-style-type: none"> ●適正実施 ●健康診断の適正な実施 <p data-bbox="539 1357 1299 1391">●スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等の支援</p> <ul data-bbox="539 1397 1355 1464" style="list-style-type: none"> ●H29 派遣数：4 人 ●若手養護教諭の養成・支援のための派遣の実施 	

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>健康給食推進事業</p> <p>児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効果的に行うとともに、小中9年間にわたる健康給食の実現をめざした取組を推進します。</p>	<p>●川崎らしい特色ある「健康給食」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材や味付けにこだわった、健康で、美味しい中学校給食の提供 ・タニタとの包括協定に基づく健康プログラムの実施の検討 ・JA セレサ川崎との連携による「かわさきそだち（野菜）」の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校における「健康給食」の提供及び企業等と連携した取組の実施
	<p>●小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在り方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食を活用したさらなる食育の充実に向けた取組の実施
	<p>●中学校完全給食の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・センター方式 48 校、自校方式 2 校、小中合築校方式 2 校（全校実施予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な実施のための業務モニタリング等の実施
	<p>●小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽機器の計画的更新 ・給食費改定に向けた検討 ・調理・配膳業務の委託化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食費改定にあわせた献立見直しなど、充実に向けた取組の推進
	<p>●安全で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の支給による運営支援
	<p>●給食費管理等についての調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や他都市の動向の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・研究及び結果を踏まえた取組の検討

施策 4. 教育の情報化の推進

将来の予測が難しい社会において、氾濫する情報の中から、何が重要かを主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいくためには、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」の育成が重要です。また、子どもたちが、学習や日常生活の中で情報技術を手段として活用する力を身につける一方、教員はICTの特性を活用した、より「分かる授業」を実現していくことが重要です。「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、児童生徒の情報に関する資質・能力を高めるとともに、学校の取組を効果的に支援するために必要な環境を整備し、教育の情報化を推進します。

- 情報モラルを含む情報活用能力を、児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育ていくとともに、プログラミング教育などの新たな取組も含め、情報活用能力育成のための学習活動の推進を図ります。
- ICTの効果的な活用を通じて、各教科等における主体的・対話的で深い学びの促進や、一人ひとりの学習ニーズや個性等に応じたわかりやすい授業・学習の実現をめざします。
- 教員の指導力向上に向けて、ICTの活用能力を育成するための研修の充実などに取り組み、サポート体制を整備します。
- 教員の業務の効率化につながるよう、新校務支援システムの開発と効果的な運用を進め、教育の質的改善を図ります。
- 日常的に、また効果的にコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用できるよう、必要な環境整備を進めます。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
教育の情報化推進事業 「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づき、ICT 機器整備や研修の充実を図り、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化に向けた取組を推進します。	●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進	●「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定（H28） 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づく取組の実施
	●児童生徒の情報活用能力の育成に向けた取組の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> 情報化推進モデル校の指定 	<ul style="list-style-type: none"> モデル校における研究及び研究成果を活かした取組の実施
	●タブレット型 PC 等を活用した教員の ICT 機器の活用能力の向上及び授業における活用推進	
	<ul style="list-style-type: none"> ICT 機器の更新・整備・活用 	<ul style="list-style-type: none"> 機器の更新、整備及び活用
●業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進		
<ul style="list-style-type: none"> 新システム移行に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 検討結果に基づく取組の実施 	
●その他の情報化推進の取組		
	<ul style="list-style-type: none"> 情報機器の資産の適正な管理手法や学校ホームページの管理方法等の検討 	

施策5. 魅力ある高等学校教育の推進

グローバル化、情報化の進展などの社会状況の変化に伴い、生徒の能力や適性、興味・関心、進路希望等が一層多様化しています。本施策では、市立高等学校で学ぶ生徒一人ひとりが、多様な人々と協力し、主体性を持って様々な課題の解決を図っていくために必要となる力を身につけることができるよう、各校の特色を生かした多様な学習ニーズに対応する教育活動の充実を図り、魅力ある市立高等学校づくりに向けた取組を推進していきます。

- ・「市立高等学校改革推進計画」に基づき、各校が魅力ある教育課程の編成等を通じ、特色ある教育を進めることで、多様な学習ニーズに対応するとともに、確かな学力を育み、生徒一人ひとりの進路希望の実現をめざします。
- ・高大接続改革など高等学校を取り巻く状況の変化に対応するため、高校教育の在り方等、「市立高等学校改革推進計画 第2次計画」の策定に向けた検討を行います。
- ・定時制課程に在籍する生徒の将来の自立に向け、各学校における学習や就職等の相談・支援の充実を図ります。
- ・川崎高校及び附属中学校においては、中高一貫教育の特色を活かし、6年間を見通した総合的な学習の時間における特色ある取組や、ICTを活用した新たな学習を推進するなど、6年間の体系的・継続的な教育活動を展開します。
- ・高等学校において通級による指導が制度化されたことから、教育的ニーズのある生徒への対応について検討を行います。

「市立高等学校改革推進計画」について

社会状況や生徒の変化に柔軟に応え、市立高等学校の充実・発展を目指す「川崎市立高等学校教育振興計画（平成15年5月）」において示された実施計画のうち、「新しい視点による学校・学科・学系の創造」を具体的に推進するために、平成19年7月に策定しました。

「第1次計画」として、川崎高等学校への中高一貫教育と二部制定時制の導入や、商業高等学校（現・幸高等学校）への普通科設置、川崎総合科学高等学校への商業科の移管などの再編を行いました。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>魅力ある高校教育の推進事業</p> <p>「市立高等学校改革推進計画」に基づき、生徒・保護者・市民のニーズに応じた魅力ある高校づくりを進めるとともに、川崎高校及び附属中学校における中高一貫教育や定時制生徒の自立支援の推進を図ります。</p>	<p>●「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次計画の検証・評価 ・幸高校全日制普通科の開設 ・定時制課程の再編完了 <p>●高等学校における聴講生制度、図書館の開放、開放講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29 講座実施数：4 講座 10 回(予定) <p>●定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2 校（川崎、高津）で実施 <p>●川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高一貫教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 次計画の検証・評価及び第 2 次計画策定に向けた検討 <p>●開放講座等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎高校及び附属中学校における中高一貫教育の実施

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

平成 26 年 2 月の「障害者の権利に関する条約」の発効に続き、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害に対する社会の認識が大きく変わりつつある中で、本市が推進するかわさきパラムーブメントでは、誰もが自分らしく暮らし、自己実現をめざせる地域づくりをめざしています。

本市においては、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒や通級指導教室に通う児童生徒、また、通常の学級における発達障害の他、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境、外国にルーツを持つ子どもなど、様々な教育的ニーズのある子どもが増加している状況があります。

共生社会の実現に向け、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組みとして「インクルーシブ教育システム」の構築に取り組むとともに、障害の有無にかかわらず、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、校内支援体制を構築し、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していきます。

○ 現状と課題 ○

市立特別支援学校の在籍児童生徒数や市内在住で県立特別支援学校に在籍する児童生徒数は平成 19 年度以降増加傾向にあり、各校で障害に応じた専門的な教育を行いながら、施設の狭あい化や障害の重複化、多様化への対応、卒業後の進路、医療的ケアの支援等の課題に対し、県教育委員会と連携して、市立特別支援学校の再編整備や分教室の設置、医療的ケア拠点校の整備などに取り組んできました。

また、川崎高等学校附属中学校を除くすべての市立小・中学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数も増加が続いており、その障害も重度・重複化、多様化しており、様々な障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方や適切な教員配置、教育環境の整備が課題となっています。

通常の学級においては、発達障害のほか、いじめや不登校、外国籍等特別な教育的ニーズのある児童生徒が増加しているとともに、通級による指導を受けている児童生徒においても増加傾向が続いており、今後も増加が予想されます。

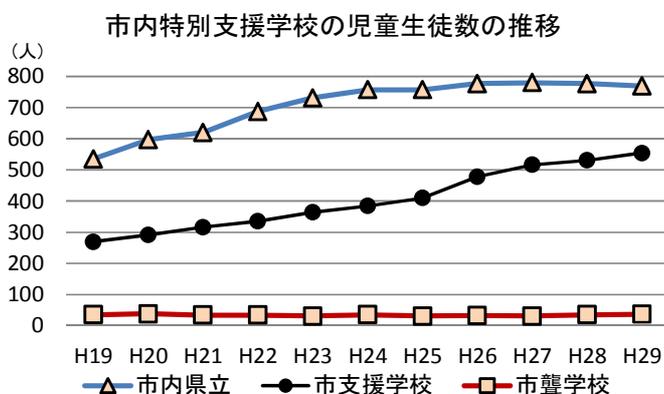
いじめに関しては、パソコンやスマートフォンの普及など子どもを取り巻く環境の変化により、その態様も様々になっており、見えにくくなっています。

いじめの認知件数は、近年、中学校においてはほぼ横ばいを推移し、小学校においては増加傾向を示しています。本市では、「かわさき共生＊共育プログラム」を通じて、子どもたちの社会性や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止等を

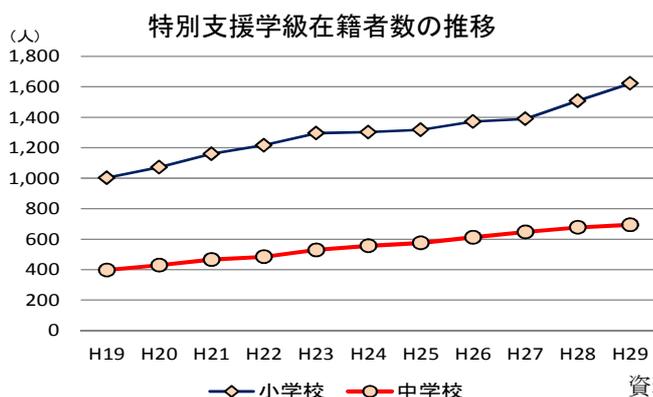
図るとともに、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づき各学校が方針を定め、小学校における児童支援コーディネーターなど教職員がきめ細かく子どもたちの活動の場に向け、いじめの早期発見・早期対応を図っています。また、スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関との連携などを通じて、今後も、より一層学校全体で支援する校内体制を確立することが重要となっています。

また、「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果からは、経済的に厳しい状況にある世帯では、経済的な理由による進学断念・中退が起きる可能性が高く、本人の希望等によらず進学・在学をあきらめざるを得ない状況についての懸念が表されています。学習意欲のあるすべての子どもが、経済的な理由のために学習機会を奪われることの無いよう、国や県等による経済的負担の軽減施策の動向を踏まえた適切な支援が求められています。

子どもたちを取り巻く課題が多様化・複雑化する中で、学校では、子どもが抱える課題に対して、組織的な支援を進められるよう校内支援体制の構築を図るとともに、学校だけではなく、保健・医療・福祉等の専門機関と連携しながら一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を総合的に推進していくことが必要です。

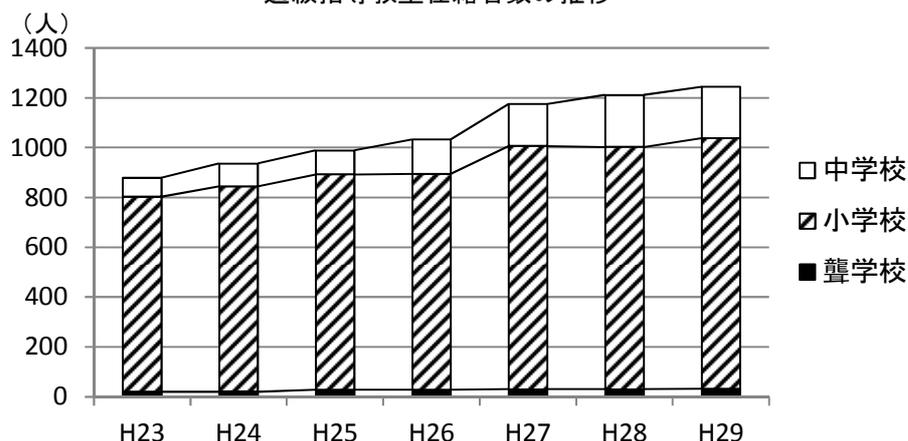


資料：川崎市教育委員会調べ



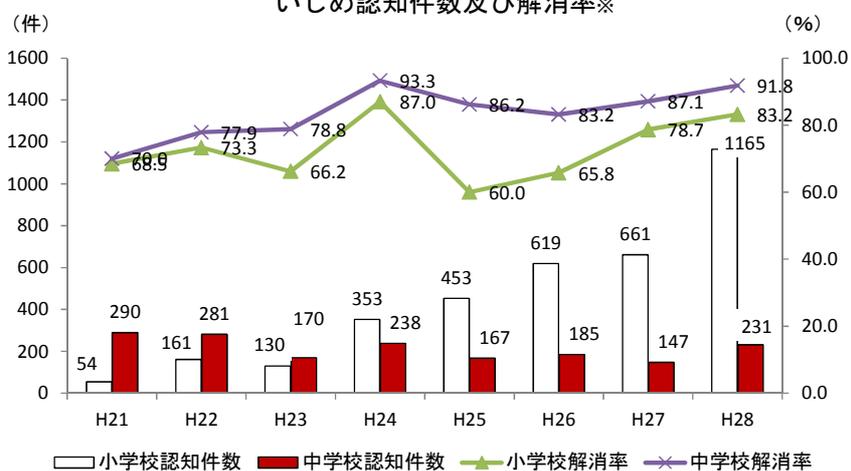
資料：学校基本調査

通級指導教室在籍者数の推移



資料：学校基本調査

いじめ認知件数及び解消率※

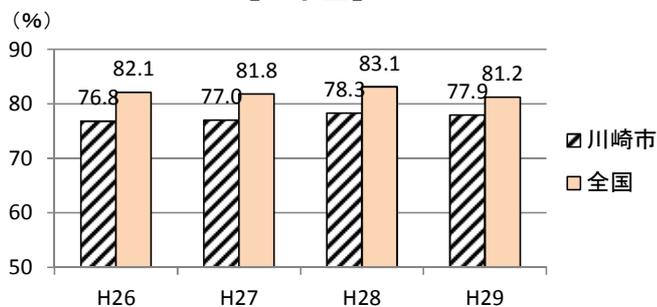


資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

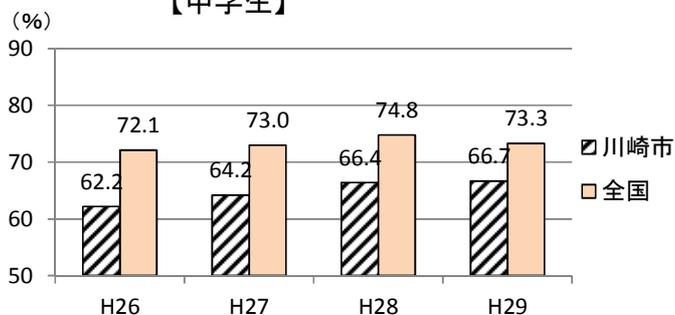
※H27以前とH28では「解消」の定義は異なっています。

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」児童・生徒の割合

【小学生】



【中学生】



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

障害の有無や生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を発揮できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

○ 参考指標 ○

（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。）

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33)
支援の必要な児童の課題改善率	各小学校において把握している支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある(12月時点)児童の割合	91.3% (H28)	95% 以上
支援の必要な児童に対する支援の未実施率(小学校)	各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった(12月時点)児童の割合	3.7% (H28)	0%
個別の指導計画の作成率 (小・中・高等学校)	すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合	70% (H28)	100%
いじめの解消率	いじめが解消した割合(解消した件数/認知件数×100)	小学校 83.2% 中学校 91.8% (H28)	小学校 85% 中学校 92% 以上
いじめに関する意識	「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合	小6 77.9% 中3 66.7% (H29)	小6 82% 中3 74% 以上
不登校児童生徒の出現率	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合(不登校児童生徒数/全児童生徒数×100)	小学校 0.52% 中学校 3.82% (H28)	小学校 0.30% 中学校 3.34% 以下

施策 1. 共生社会の形成に向けた支援教育の推進

本市では、共生社会の形成をめざし、特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進します。すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることをめざします。

- ・「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させるとともに、さらに、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- ・通級指導教室と特別支援学校のセンター的機能の拡充により、小・中学校の通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援と、特別支援学級に在籍する児童生徒への支援が充実するように、学校の支援体制を強化します。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、個別のニーズに応じた支援を行います。
- ・障害のある子どもの自立や社会参加の促進のほか、様々な人と助け合い支えあって生きていくことを学ぶ機会となるよう、全小・中学校で交流及び共同学習を推進します。
- ・いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生＊共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。
- ・各学校において児童支援コーディネーター等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、様々な教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。
- ・ゆうゆう広場での体験活動、ICTを活用した学習支援、フリースクール等との連携など、様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級への学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。
- ・日本語指導や学習支援等の充実を図るなど、海外帰国・外国人児童生徒のニーズに応じた支援を推進します。
- ・就学援助システムを構築して事務の円滑化・効率化を行うとともに、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して就学援助を実施します。また、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対し、奨学金の支給・貸与を実施します。

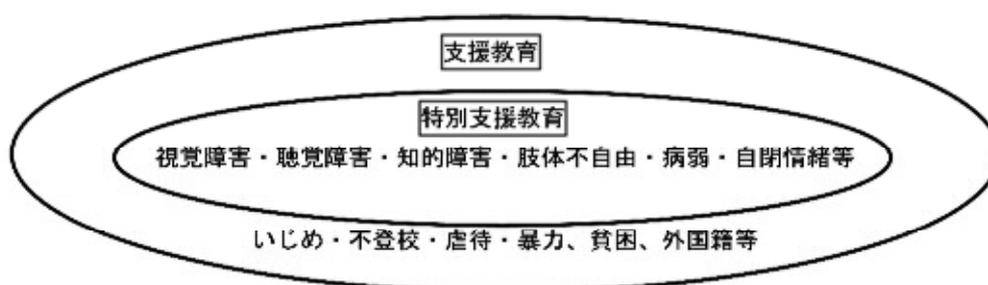
共生社会の形成をめざした支援教育の推進とインクルーシブ教育システム

●支援教育と特別支援教育の対象

「特別支援教育」は、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切な指導及び支援を行う教育です。

「支援教育」は、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもまで枠組みを広げ、いじめ、不登校、貧困、外国籍等の多様な教育的ニーズのある子どもに対して適切な支援を行うものであり、また教育的ニーズのある子どもとともに学ぶ子どもの共生の精神の育成にもつながるものです。

「インクルーシブ教育システム」は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、育ち合う仕組みです。



「川崎市子ども・若者生活調査」について

国全体で「子どもの貧困率」が上昇していること等を踏まえ、本市における「子どもの貧困対策」を総合的に推進することを目的に、「川崎市子ども・若者生活調査」を実施しました。調査結果からは、所得水準による学習の理解度や進学に関する意識に差異が生じている状況のほか、基本的な生活習慣の形成の格差との関連性等が指摘されています。また、「子どもの貧困」の問題を捉えるにあたり必要と考えられる視点は、「経済的な困窮状況だけでなく、家庭背景や生活状況などの様々な要因にも目を向けることが重要である」などの考察も示されています。

現在、教育委員会では、就学援助や高校奨学金等による経済的負担の軽減や、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導など少人数指導の充実による学力保障、スクールソーシャルワーカーの適切な配置・活用による福祉部門や医療機関等との連携強化、相談対応の充実などの教育施策を実施しています。

今後、この調査結果等を踏まえ、保健・医療・福祉等、各分野が連携した重層的な支援の一環として、学校をはじめとする教育の分野がしっかりと役割を果たしていくことができるよう、関係局区と協議・検討を進めていきます。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>特別支援教育推進事業</p> <p>「第 2 期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。</p>	<p>●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援</p>	<p>●特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校及び情緒関連通級への担当教員の配置 (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> 言語障害関連通級におけるセンター的機能強化に向けた取組の推進
	<p>●小・中学校通級指導教室の運営</p>	<p>●小・中学校通級指導教室の運営</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 小学校言語・情緒関連：各区に設置 中学校情緒関連：市内 3 か所に設置 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校言語・情緒関連及び中学校情緒関連通級指導教室の運営
	<p>●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進</p>	<p>●個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成とサポートノートを活用した引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> 個別の指導計画及びサポートノートの活用による適切な引継ぎの実施
	<p>●特別支援教育研修の実施による専門性の向上</p>	<p>●特別支援教育研修の実施による専門性の向上</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 学びの場に応じた必修研修・希望研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 見直しを図りながらの、学びの場に応じた研修の継続実施
	<p>●医療的ケアが必要な児童生徒への支援</p>	<p>●医療的ケアが必要な児童生徒への支援</p>
	<ul style="list-style-type: none"> H29 看護師派遣：週 2 回 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の実情に合わせた支援の実施
<p>●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施</p>	<p>●長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施</p>	
<ul style="list-style-type: none"> こども心理ケアセンター内への井田小・中学校分教室の設置 (H28) 	<ul style="list-style-type: none"> 長期入院・入所児童生徒への指導者派遣 	
<p>●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置</p>	<p>●一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの配置</p>	
<ul style="list-style-type: none"> H28 配置回数：20,887 回 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中・高等学校への特別支援教育サポーターの継続配置 	
<p>●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進</p>	<p>●児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> H29 実施校数：164 校 	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校における交流及び共同学習の充実 	
<p>●一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進</p>	<p>●一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 教育支援会議の設置 (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援会議の適切な運用等を通じた相談・支援体制の整備 	

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>共生・共育推進事業</p> <p>豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。また、プログラムの「効果測定」の活用により、児童生徒指導の充実を図ります。</p>	<p>●各学校における「かわさき共生＊共育プログラム」年間 6 時間の授業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当者研修実施 ・研究協力校での効果測定・検証 ・エクササイズ集の改訂・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究協力校での効果測定・検証や、プログラムの効果的な活用に資する研修等の実施
<p>児童生徒支援・相談事業</p> <p>児童支援コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置により、各学校で不登校やいじめの問題への対応だけではなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進します。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。</p>	<p>●児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターの専任化完了（H29） <p>●スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全中学校への配置 ・小学校、特別支援学校及び高等学校への学校巡回カウンセラーの派遣 <p>●スクールソーシャルワーカーの各区への配置による、子どもが置かれている状況に応じた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎区 2 名、その他の区は 1 名の配置 <p>●多様な相談機能の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24 時間電話相談 ・教育相談室運営 ・不登校児童生徒への ICT を活用した学習機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修によるスキルアップ ・相談体制の充実に向けた検討 ・各区スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援の実施 ・多様な相談機能による相談支援の実施

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>教育機会確保推進事業</p> <p>不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組むとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会確保を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所として、適応指導教室の運営 ●子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの活用 ●既卒者の学び直しを含む多様なニーズに対応する夜間学級の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内6か所の運営 ・6か所の適応指導教室の運営 ・募集及び配置（20名程度） ・メンタルフレンドの継続配置 ・西中原中学校夜間学級の運営 ・夜間学級の運営及び運営改善の実施
<p>海外帰国・外国人児童生徒相談事業</p> <p>学校と関係機関が連携して、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣するとともに、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ●帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ●日本語指導のための特別の教育課程の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談実施 ・教育相談の継続実施 ・H28 支援実施児童生徒数：295人 ・日本語教育等協力者及び中学校への学習支援員派遣の実施 ・研修会及び協議会の実施 ・研修会及び協議会の継続実施 ・国際教室（日本語教室）における実施 ・実態に応じた特別の教育課程の編成・実施

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
就学等支援事業 就学援助費や特別支援教育就学奨励費、高等学校奨学金など経済的支援を行うとともに、法令等に基づく就学事務を適正に執行します。	●全保護者への申請書の配布及び意思確認など、確実な就学援助費の支給 ・新入学児童生徒学用品費の入学前支給の検討 ・システム化による事務処理効率化の検討	・新入学児童生徒学用品費の入学前支給等検討結果を踏まえた取組の実施
	●特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施	
	・円滑な支給	・円滑な支給事務の実施
	●就学事務システムによる就学事務の円滑な実施	
	・就学事務の実施	・円滑な就学事務の実施
	●高等学校奨学金の支給による支援	
・円滑な支給	・円滑な支給事務の実施	
●大学奨学金の貸付の実施		
・貸付の実施及び制度の在り方の検討	・円滑な貸付事務の実施及び検討結果に基づく取組の実施	

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたち自身に事故や災害から身を守るための能力を身につけさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒の安全を確保します。また、学校施設の計画的な再生整備や予防保全による教育環境の改善と長寿命化、さらに、トイレの快適化や施設のバリアフリー化のほか、地域の避難所でもある学校施設の防災機能の強化を図るとともに、児童生徒の増加対策を行い良好な教育環境を確保します。

○ 現状と課題 ○

昨今、登下校時に犯罪に巻き込まれる事件や交通事故、東日本大震災に見られるような地震や津波、大型台風や集中豪雨による水害などの自然災害の発生等、子どもたちの安全を脅かす事案が後を絶たない現状があります。そのような中、子どもたちが自他の生命を尊重し、生涯にわたって安全に日々の生活を送るための基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような態度を育てることが求められています。そのためにも、学校教育活動全体を通じて、安全に関する教育の充実や組織的な取組の推進、さらに、地域社会や家庭との連携を図った学校安全の推進を図ることが必要です。

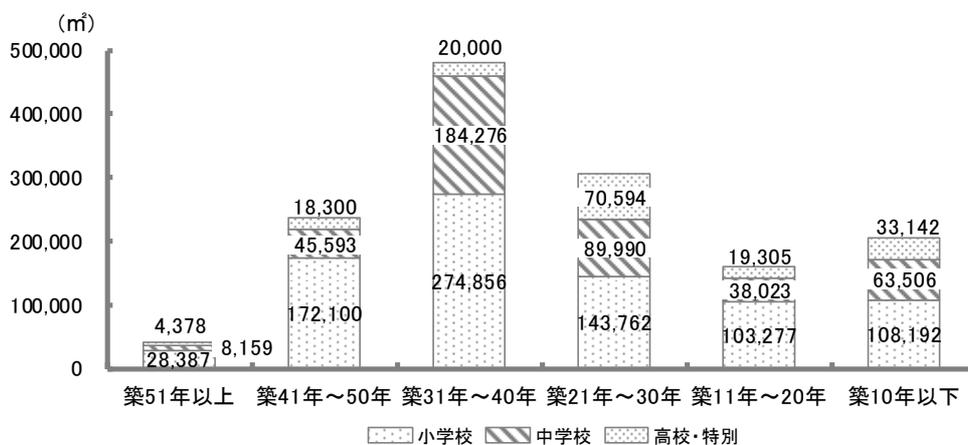
交通事故については、小学校低学年が事故に遭う件数が多くなっており、事故発生は自転車走行中や歩行中に多くなっています。このような状況下において、子どもの交通事故を防止するためには、交通ルールを学ぶ教育の徹底を図ることはもとより、子どもが安心して通行できるよう通学路の安全確保に向けた取組が必要です。

また、建築年次別学校状況が示すとおり、本市の学校施設は、全体の約7割が築年数20年以上を経過し、老朽化が進んでいます。学校施設の整備については、今後も引き続き「学校施設長期保全計画」に基づく再生整備による老朽化対策、質的改善、環境対策を実施し、教育環境の改善を図りながら長寿命化を進めるとともに、計画的に予防保全を実施していくことが必要です。国の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」では、老朽化対策のみならずバリアフリー化や防災機能を強化することなどが示されており、さらに平成28年度の改正により老朽化対策と併せてトイレ環境の改善などの質的向上が新たに明記されました。本市では、バリアフリー化のひとつとして、エレベータを平成28年度末で累計実施校121校に設置を行いました。その他、「川崎市地域防災計画」において市立学校は避難所や地域防災拠点として指定されていることもあり、その防災機能の強化として、天井等の非構造部材の耐震化や窓ガラスの飛散防止、灯油式発電機及び蓄電池の設置なども進めているところです。また、

学校トイレ快適化事業として、全小中学校の1系統以上のトイレの快適化をめざし、平成28年度末で累計実施校93校のトイレ環境の改善を行いました。

150万人都市を迎えた本市ではこれからも人口の増加が見込まれており、将来人口推計では、年少人口(0～14歳)は平成42年の20.2万人がピークと想定されています。今後も、児童生徒数の増加に的確に対応し、良好な教育環境を確保することが求められます。

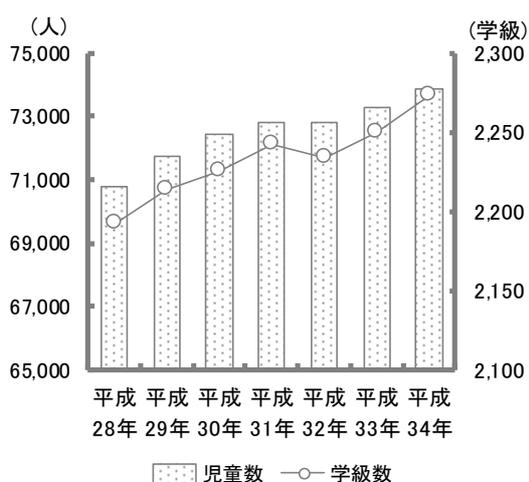
建築年次別学校状況



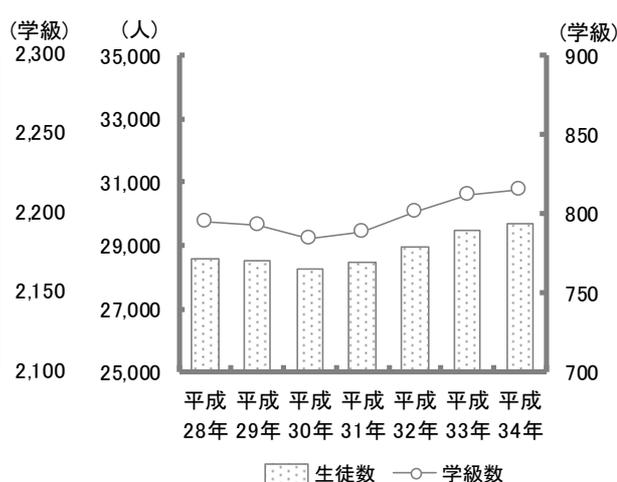
資料：庁内資料

児童、生徒数・学級数長期推計

【小学生】(平成28年度)



【中学生】(平成28年度)



資料：庁内資料

○ 政策目標 ○

スクールガード・リーダーや地域交通安全員の配置による子どもたちの見守りや、防災教育を通じた自分の身を守る教育の推進など、安全教育の推進を図ります。

「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事やトイレの快適化を行い、より多くの学校の教育環境を早期に改善し、安全・安心で快適な教育環境を整備します。

○ 参考指標 ○

(基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。)

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33)
トイレ快適化整備校数の割合 (小・中・高・特別支援学校)	学校トイレ整備事業のトイレ快適化整備校(校舎)の割合	19.5% (H28)	検討中
エレベータ設置校数の割合 (小・中・高・特別支援学校)	校舎増改築や既存校舎改修によるエレベータの設置校の割合	69.5% (H28)	86.2% 以上
老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	築年数20年以下(平成25年度時点)の学校施設数+老朽化対策及び質的改善済みの学校施設/全学校施設	26.4% (H28)	50% 以上
児童生徒の登下校中の事故件数	児童生徒の登下校中の交通事故件数(過去5年間平均)	28件 (H28)	25件 以下

施策 1. 安全教育の推進

学校安全を推進するためには、安全教育と安全管理の両面からの取組が大切であり、学校の教育活動全体を通じた計画的・組織的な活動として、子どもたちの安全確保に取り組むことが求められています。本施策では、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、防災教育研究推進校における取組事例を共有すること等により各学校の防災力の向上を図るとともに、教育実践を通して、子どもたちの防災意識を高めます。

- 関連教科や総合的な学習の時間等での安全に関する学習をはじめ、特別活動、日常の学校生活等での安全に関する指導など、学校の教育活動全体を通じて、安全に関する指導の推進を図ります。
- 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。
- 防災教育研究推進校を指定し、先導的な研究を推進するとともに、各学校の防災担当者への研修等を通じた啓発を行うことにより、学校や地域の実情に応じた防災教育を充実させ、学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上を図ります。
- 通学路の危険か所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTAや地域の方々と連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、様々な危険から子どもたちを守る取組を進めます。
- 地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>学校安全推進事業</p> <p>スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、登下校時の交通事故など、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む防災教育研究推進校のほか、各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。</p>	<p>●学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置</p> <ul style="list-style-type: none"> • H29 配置数：20 名 <p>●踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適正な配置 <p>●通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 通学路安全対策会議の運営 • 危険か所の改善 <p>●学校防災教育推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全校で一巡（H28） 	<ul style="list-style-type: none"> • スクールガード・リーダーの継続配置 <ul style="list-style-type: none"> • 地域交通安全員の適正な配置 <ul style="list-style-type: none"> • 通学路安全対策会議の開催及び危険か所の改善の実施 <ul style="list-style-type: none"> • 研究及び成果を活かした防災教育の実施

施策 2. 安全安心で快適な教育環境の整備

「学校施設長期保全計画」に基づき、学校施設の老朽化対策、質的向上、環境対策等を改修による再生整備と予防保全により実施し、長寿命化を推進します。

学校施設利用者のニーズの高いトイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化を促進します。また、非構造部材の耐震化や灯油式発電機、蓄電池の整備といった学校の防災機能の強化に向けた取組を推進します。

- 「学校施設長期保全計画」に基づき、計画的に施設整備を実施し、より多くの学校施設について、早期かつ効率的に教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めます。
- 校舎の内外装改修、内装の木質化、断熱化、太陽光発電設備の設置などを実施する再生整備と予防保全に計画的に取り組めます。
- 子どもたちの健康面と関連性が高く、児童生徒や保護者等からのニーズも高い学校トイレの環境改善を加速化し、高等学校等を含めた本市のすべての学校において推進します。
- 障害の有無にかかわらず、子どもたちがともに学び合い、育ち合うための教育環境の整備を進めるため、エレベータ設置による施設のバリアフリー化を推進します。
- 東日本大震災の被害の状況や川崎市地域防災計画等を踏まえ、天井等、非構造部材の耐震化や窓ガラスの飛散防止を行うとともに、灯油式発電機や蓄電池の整備など、地域の避難所である学校の防災機能の強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>学校施設長期保全計画推進事業</p> <p>既存学校施設の改修等の再生整備手法により、より多くの学校の教育環境改善を図るとともに、老朽化対策、質的改善、環境対策による長寿命化を推進します。また、計画的に予防保全を実施します。</p>	<p>●学校施設の長寿命化・再生整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 校舎の工事：H29 17校 体育館の工事：H29 16校 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設長期保全計画に基づく工事の実施
<p>学校施設環境改善事業</p> <p>教育環境の向上をめざし、トイレの快適化やバリアフリー化、エコスクール化を進めます。また、地域の防災力の向上に向け、非構造部材の耐震化など、学校施設の防災機能の強化を図ります。</p>	<p>●学校トイレの環境整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 完了数（予定） 校舎：40校 体育館：34校 <p>●既存校のエレベータ設置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 完了数：130か所（予定） <p>●緑のカーテン設置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 完了数：145か所（予定） <p>●体育館の灯油式自家発電機の設置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 完了校数：132校（予定） <p>●非常用電源としての蓄電池の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 完了校数：40校（予定） <p>●窓ガラスの飛散防止措置の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 完了校数：61校 	<ul style="list-style-type: none"> 学校トイレ改修工事の加速化 既存校のエレベータ工事の実施 全校設置に向けた工事の実施 灯油式自家発電機の設置工事の実施 蓄電池整備の実施 窓ガラス飛散防止措置の実施
<p>学校施設維持管理事業</p> <p>学校施設・設備の保守・点検や維持管理補修などを計画的に実施します。</p>	<p>●学校施設・設備の保守・点検や維持管理、補修などの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な管理の継続

施策 3. 児童生徒増加への対応

将来人口推計を踏まえ、児童生徒の増加傾向を注視しながら、住宅開発や人口動態を基に児童生徒数の将来推計値を算出し、特に、増加地域においては、一時的余裕教室等の普通教室への転用や、校舎の増築、通学区域の変更、学校の新設等を計画的に行います。

- 子どもたちを安全で快適な教育環境の中で育てていくことをめざし、児童生徒数の動向等に応じて、地域ごとに必要な対応策を検討し、必要に応じて計画的に増築等を実施します。
- 大規模な集合住宅の開発が進展している小杉駅周辺地区については、(仮称)小杉小学校の平成31年度開校に向けた取組を進めます。また、新川崎地区については、開発動向や周辺校の状況を注視しながら、児童生徒増加への対応の検討を進めます。

事務事業名	現状	平成30年度～平成33年度の取組
児童生徒増加対策事業 児童生徒の増加に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努めます。	●住宅開発・人口動態を捉えた児童生徒数及び学級数の推計の実施 ・推計の実施	・住宅開発・人口動態を捉えた推計の実施
	●児童生徒数の動向等に応じた地域ごとの対応の検討 ・対応の検討	・地域ごとの対応の検討
	●児童生徒の就学状況等の調査及び実態に合わせた通学区域の検討 ・調査・検討の実施	・調査の実施及び結果を踏まえた通学区域の検討
	●小杉駅周辺地区の小学校新設に向けた取組 ・新築工事	・平成31年4月の開校に向けた整備の推進
	●新川崎地区の小学校新設に向けた取組 ・開発動向を踏まえた開校時期の検討	・開発動向を踏まえた開校時期の検討及び検討結果に基づく取組の推進
	●計画的な施設整備 ・末長小、西梶ヶ谷小増築工事(完成) ・下小田中小、井田小、塚越中 増築工事	・計画的な施設整備の推進

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

次期学習指導要領の本格実施に対応し、学校教育の改善・充実に努めることができるよう、学校運営体制の再構築を行うとともに、保護者や地域と一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」への転換を進めます。また、学校全体の課題解決の力を高めるとともに、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の能力や資質を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。

○ 現状と課題 ○

学校において教員は、学習指導や生徒指導等の幅広い業務を担い、子どもたちの状況を総合的に把握して効果的な指導を行っています。今日、学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新たな課題として次期学習指導要領への対応なども求められている中、国の調査において教職員の長時間勤務が指摘されていることから、教職員の業務の負担軽減等の方策について検討することが求められています。

複雑化・多様化する課題に教職員のみが対応するのではなく、心理や福祉等の専門家などの多様な人材と連携・分担する「チームとしての学校」の体制を整備することで、教職員一人ひとりが専門性を発揮し、教育活動を充実していくことが期待されています。また、平成29年4月に実施された県費負担教職員の市費移管を契機に、本市の実情に即した学校運営ができるよう、教職員定数の充実などを推進するとともに、教職員の業務の負担軽減に向けて、教職員が心身ともに健康を維持しつつ、誇りや情熱を持って使命と職責を遂行できる職場づくりに向けて、学校や教員の業務の見直しを推進し、教員が本来的な業務に一層専念できる体制を整えることが必要です。

次期学習指導要領で重視されている「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立って、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められています。

平成29年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、学校運営協議会の設置の努力義務化などが規定されました。これまで本市では、子どもや保護者、地域住民、教職員からなる学校教育推進会議をすべての学校に設置するなど、家庭や地域との連携による教育活動に取り組んできましたが、今後もこうした取組をさらに充実させることで、「地域とともにある学校」を実現することが必要です。

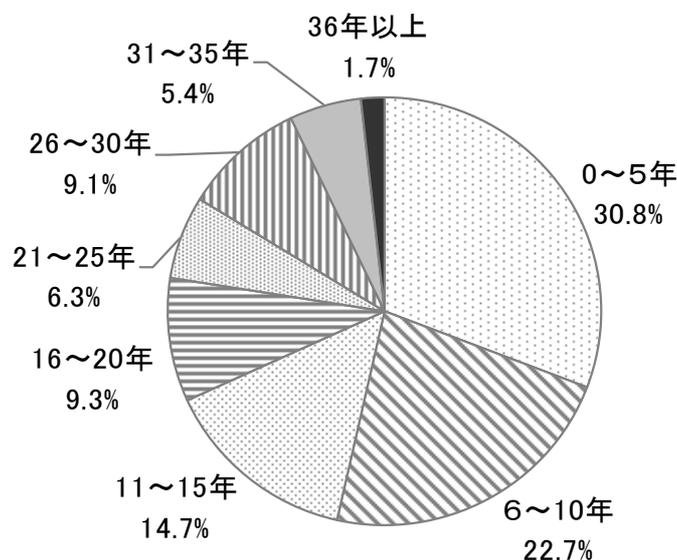
第 1 期実施計画期間を通じて、地域の教育資源や人材を活用している学校の割合や課題を全教職員の間で共有している学校の割合、また教職員が研修に参加して学校教育活動に反映させている学校の割合は年々増加しており、学校の教育力は着実に向上していることが分かります。今後も、各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当が各学校を丁寧に支援するとともに、その配置の特性を活かして地域支援の専門部署や関係機関と情報共有を行い、相互連携を促進することで、学校の教育力を高めていくことが期待されています。

また、在職年数 10 年以下の教員が半数を占めており、経験の浅い教員も多いことから、授業力や学級経営力の育成に向け、教職員のライフステージに応じた研修の充実に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた研修プログラムの実施など、時代に応じて必要とされる資質・能力を育成していく必要があります。

改正教育公務員特例法に基づいて設置する関係大学等との協議会を活用し、教員等としての資質の向上に関する指標を定めるなど、教員のさらなる指導力・人間力の向上に努めることが求められています。

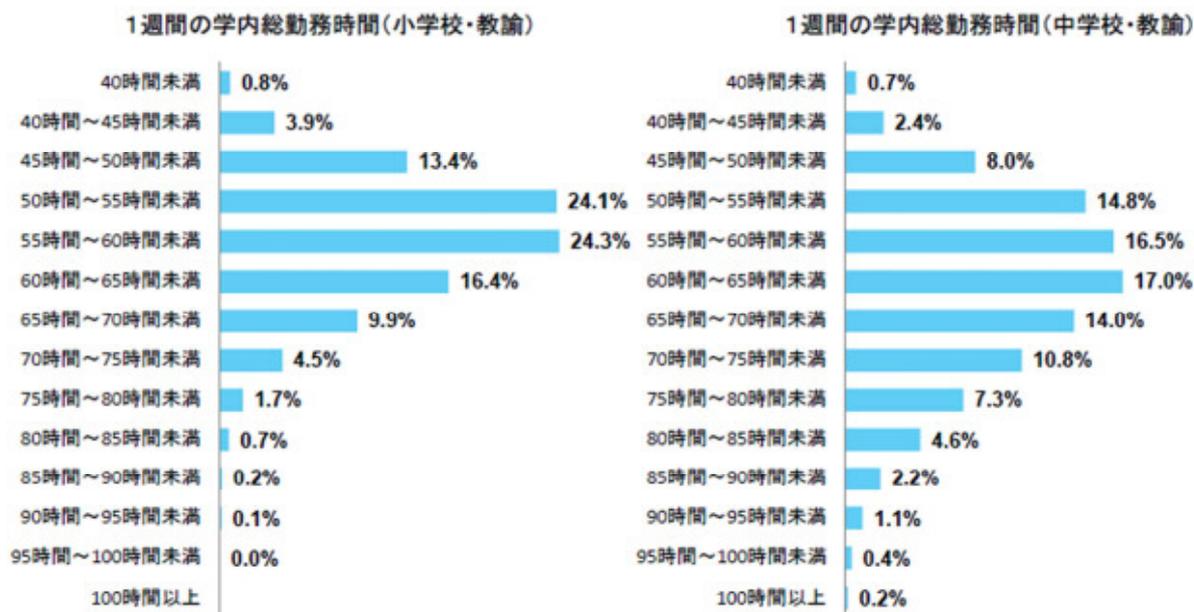
平成 29 年度在職年数別教員数

(正規教員のみ、総数 5,442 人)



資料：庁内資料

1週間の総勤務時間の分布 教諭（主幹教諭・指導教諭を含む。）



資料：文部科学省による教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）

○ 政策目標 ○

地域とともにある学校づくりを推進しながら、研修等を通じて教員一人ひとりの資質・能力を育成するとともに、教員が子どもと向き合う本来の業務に一層専念できる体制を再構築することで、学校の教育力を高めます。

○ 参考指標 ○

（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。）

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33)
地域の教育資源や人材を活用した特色ある学校づくり	学校における教育活動や様々な活動に保護者や地域の人の参加を得ている	92.7% (H29)	96% 以上
学校の組織・チーム力	学校全体の学力傾向や課題について、全教職員の間で共有している	97.6% (H29)	100%
教職員の資質向上	教職員は、校内外の研修や研究会に参加し、その成果を学校教育活動に積極的に反映させている	97.0% (H29)	98% 以上
地域とのつながり	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合	小6 47.4% 中3 31.9% (H29)	小6 57.5% 中3 33% 以上
学校への好感度	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合	小5 93.5% 中2 90.2% (H28)	小5 93.5% 中2 90.2% 以上

施策 1. 学校運営体制の再構築

学校に求められる役割が拡大する状況において、新たな教育課題等に対応するため、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築に向けた取組を推進します。

- 教職員の勤務実態調査の結果に基づき、モデル校での実践を行いながら、教職員の働き方改革や各学校における運営体制の再構築に向けた取組を進めます。
- 教職員の業務の効率化や円滑な学校運営に向け、業務内容等の検討を行います。
- 各学校が運営計画に沿って学校運営費を効率的・効果的に執行できるよう、予算調整制度を活用し、学校の円滑な運営を支援します。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
学校業務マネジメント支援事業 学校の教育力を高めるため、諸経費の適切な予算措置や教材の整備等の学校運営支援を行うとともに、教職員の勤務実態調査の結果を踏まえ、業務の適正化に向けた取組を推進します。	●学校運営体制の再構築に向けた取組	
	<ul style="list-style-type: none"> • 教職員勤務実態調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> • 調査結果の分析及び結果を踏まえた取組の実施
	●学校業務効率化等による教職員の働き方・仕事の進め方改革の実施	
	<ul style="list-style-type: none"> • 学校業務検討委員会等での検討及び順次実施 • ノー部活動デーの導入など部活動の運営改善 	<ul style="list-style-type: none"> • 検討及び検討結果を踏まえた取組の実施
	●学校の円滑な運営に資する支援制度の運用	
	<ul style="list-style-type: none"> • 学校法律相談の実施 • 各校の実情に応じた予算調整制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> • 学校法律相談や予算調整制度など支援制度の適切な運用

施策 2. 学校運営の自主性、自律性の向上

地域とともにある学校として、各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、学校教育推進会議や学校運営協議会制度、学校評価、夢教育21推進事業等の活用の推進を図ります。

学校が抱える様々な課題について、専門機関や関係部署、地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。

- ・教員、保護者、地域住民が一体となった学校運営の取組の成果を他の学校へ波及させることなどにより、学校・家庭・地域が連携した、よりよい教育の実現をめざします。
- ・各区役所地域みまもり支援センターに配置されている区・教育担当が、地域の子ども支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携することで、子ども支援を促進します。
- ・学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるよう、区・教育担当を中心にきめ細やかに学校を支援することにより、困難を抱える子どもの小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。
- ・「区・学校支援センター」により、地域人材を活用した学校と地域社会の活性化をめざした取組を推進します。

中学生死亡事件について

平成 27 年 2 月に本市で発生した中学生死亡事件について、教育委員会事務局においては「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会」を設置し、報告書の公表を、全庁的には外部有識者の意見も踏まえ、「中学生死亡事件に係る庁内対策会議」における検証を行い、同年 8 月に「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」の公表を行いました。

緊急対策として相談窓口の開設や各学校の校内指導体制の点検・強化、長期欠席者の調査に基づいた各学校への支援等を行いました。また、庁内対策会議の報告を踏まえ、子どもの居場所に関する取組や情報モラル教育、保護者・地域との連携、警察や関係機関相互の連携等取組の強化を図るとともに、本市の教育・福祉・保健分野の連携をより一層強め、次世代を担う子どもの安全・安心を守り、被害者のみならず加害者も生まない環境を整えています。

二度とこのような事件を繰り返さないために、教育委員会や学校のみならず全市一体となった体制で、これまで以上に教育・福祉・保健等が連携を図りながら、再発防止の方策に取り組んでいきます。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>地域等による学校運営への参加促進事業</p> <p>学校教育推進会議の充実を図るとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって学校運営に取り組む学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を指定し、その取組の成果を他の学校に波及させることなどにより、学校・家庭・地域社会が連携して、よりよい教育の実現をめざします。</p>	<p>●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 各校の取組推進 <p>●学校運営協議会の運営支援及び法改正を踏まえた在り方の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> H29 コミュニティ・スクール数：10 校 <p>●コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催 取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 各校の実情に合わせた取組の推進 コミュニティ・スクールにおける先導的な学校運営の実践 実践成果の普及・啓発に向けたフォーラムの開催やパンフレット配布等の実施
<p>区における教育支援推進事業</p> <p>各区に配置した区・教育担当を中心に、区役所と連携しながら、学校と地域との連携強化や学校へのきめ細やかな支援を推進します。</p>	<p>●区における教育支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校運営全般に対する支援 学校間及び学校と地域の連携強化 各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 <p>●「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録及び紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等と連携した区における教育支援の実施 各区における・登録及び紹介等の取組の実施
<p>地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業</p> <p>地域人材の活用を図るとともに、学校の自主性・自律性を高めるなど、特色ある学校づくりを進めます。また、学校の取組を自主的・自律的に改善するための仕組みとして学校評価を推進します。</p>	<p>●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育 21 推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の適正実施 <p>●各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校評価の実施 <p>●学校教育ボランティア配置による学校活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育ボランティアの配置 	<ul style="list-style-type: none"> 「夢教育 21 推進事業」の適正な実施 学校評価の適正な実施 学校教育ボランティアの配置

施策 3. 教職員の資質向上

採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等を改善することで、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を確保します。また、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行います。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージ研修、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、資質・指導力の向上を図ります。

- 平成 29 年度に実施された教職員定数の決定権限移譲や給与負担の市費移管等を踏まえ、より一層学校の実情に即した教職員配置ができるよう取組を進めます。
- 首都圏をはじめ地方都市においても説明会を実施するなど、採用試験に関する広報や本市の教職員として働く魅力の発信を充実させるとともに、特別選考試験の実施、大学推薦制度の活用により、より優秀な人材を安定的に確保します。
- 平成 28 年度に改正された教育公務員特例法の規定に基づいて設置する関係大学等との協議会を活用して策定した教員の資質向上に関する指標などに基づき、研修の再構築を行います。
- 教職員に対して採用時からの経験年数等に応じた体系的なライフステージ研修を実施し、教職員の資質や指導力の向上を図るとともに、学校を支えるミドルリーダーの育成に取り組めます。
- 教員同士の学び合いを促進し、日常の授業研究の充実や校内研修の活性化を図り、教員の授業力向上に向けた取組を進めます。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>教職員研修事業</p> <p>子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダー育成の充実を図ります。</p>	<p>●教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育公務員特例法の改正に伴う、教員の職責、経験及び適性に応じた育成指標の設定と研修内容の見直し 大学との連携による（仮称）教員育成協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 育成指標に基づくライフステージに応じた研修の再構築
<p>教職員の選考・人事業務</p> <p>教職員採用に関する広報活動や、試験方法等について検討改善を加えながら、創意と活力にあふれた優秀な人材を確保するとともに、学校運営の活性化を図り、教職員の意欲を引き出す人事異動を実施します。</p>	<p>●効果的・効率的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数算定等の実施 	<p>●優秀な人材の確保に向けた、教職員をめざす人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「輝け☆明日の先生の会」事業の継続実施
<p>教育研究団体補助事業</p> <p>校長会や各教科の研究団体など、主体的に事業を行なっている教育研究団体に補助金を交付することにより、学校教育の充実発展に向けた研究活動等を支援します。</p>	<p>●効果的・効率的な施策推進に資する定数算定や配当等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 定数算定等の実施 <p>●地方会場での説明会等の広報活動や、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考試験等による人物重視の採用選考の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットによる電子申請での申込みの開始（H29） <p>●学校の適正な運営の確保及び教育力の強化に向けた教職員配置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な実施 	<p>●地方会場での説明会等の広報活動や、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考試験等による人物重視の採用選考の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な採用選考の実施 <p>●学校の適正な運営の確保及び教育力の強化に向けた教職員配置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な教職員配置の実施
	<p>●各団体への活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の継続的な実施

基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める

家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などとともに、地域における地縁的なつながりの希薄化などが指摘され、家庭や地域における「教育力」の向上が課題となっており、生涯学習の推進による様々な世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが求められています。各家庭における教育力を高めるとともに、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一員として主体的にいきいきと活動する力を培うための環境の醸成に取り組んでいきます。

○ 現状と課題 ○

核家族化の定着や、家庭環境の多様化、地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えています。家庭教育について地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっています。

また、本市が実施した「川崎市子ども・若者生活調査」から把握された現状・課題の分析として、経済的に厳しい状況にある世帯では子育てのことを相談できる相手がいない傾向にあるなど孤立しがちであり、支援等に関する専門的な相談を受けられていない可能性があるなど、子育て・生活全般に関する不安や悩みが大きくなっているのではないかと、言及されています。

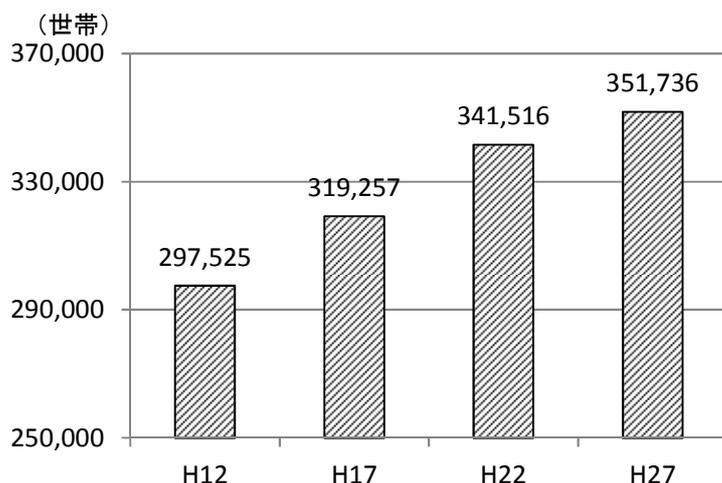
市民館やPTA等が開催している家庭教育を支援する様々な取組に参加できない家庭や、家庭教育を充分に行う余裕がない家庭もあり、それらの家庭に対する支援が求められています。

本市では、子どもが18歳未満の世帯数に占める共働き世帯の割合が51.4%となっています。全国的にも共働き世帯は年々増加傾向にあるとともに、核家族世帯も増加しており、今後、家庭の教育を支える地域の力がますます重要になってきます。また、子どもたちが地域で安心・安全に育つことができるよう、子どもと地域のつながりをつくっていくことが必要です。

学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、7行政区と51中学校区に地域教育会議が設置され、地域住民の主体的な参加のもと、行政・学校との協働によって運営され、教育について、子どもを含めて地域全体で考え合うための活動が進められています。近年、その担い手が不足しているなどの課題もあり、今後、地域教育会議のさらなる活性化に向けて支援を充実させていく必要があります。

平成 26 年度から、シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもたちの教育や学習をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくる「地域の寺子屋事業」を展開しており、今後、さらに取組を拡充させていくことが求められています。

核家族世帯の推移（市）



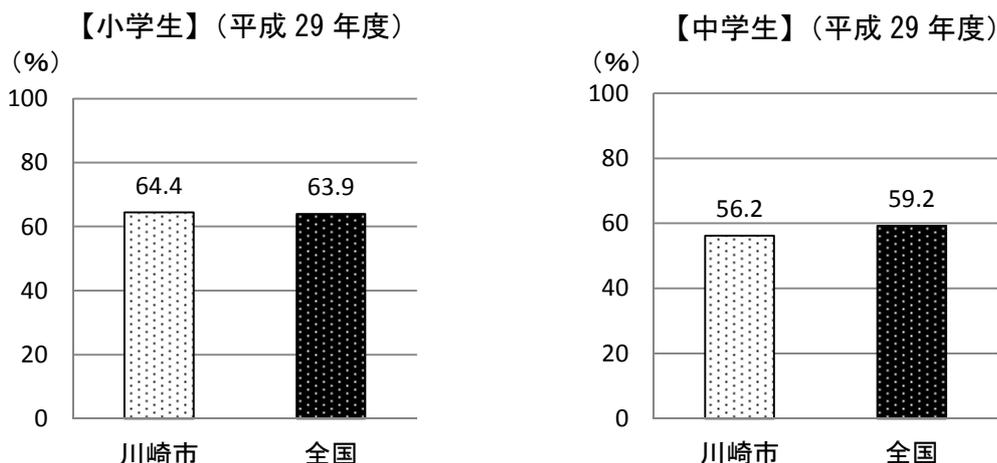
資料：国勢調査

総世帯数（子どもが18歳未満）と共働き世帯の推移と割合（市）



資料：国勢調査

地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある子どもの割合



資料：全国学力・学習状況調査

○ 政策目標 ○

各家庭における教育の支援や、大人も子どもも学び合い、育ち合うための環境づくりを通じて、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

○ 参考指標 ○

（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。）

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33)
家庭教育関連事業の参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育事業の参加者数	23,253 人 (H28)	23,500 人以上
家庭教育関連事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する家庭・地域教育学級、PTA等の企画する家庭教育学級、その他家庭教育関連事業で悩みや不安が解消・軽減した人の割合	92.4% (H28)	92.5%以上
PTA・企業等多様な主体と連携して実施した家庭教育関連事業数	PTA・企業・子育て関連部署等と連携して実施した家庭教育関連事業の開催数	172 回 (H28)	175 回以上
地域教育会議における参加者の意識の変化	地域教育会議が開催する「教育を語る集い」等の事業において、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなった」と答えた参加者の割合	88.8% (H28)	92%以上
地域の寺子屋事業を通じて生まれた地域と子どもとのつながり	地域の寺子屋事業に参加した児童を対象とした意識アンケートにおいて、親や教師以外の地域の大人と知り合うことができた割合	88.6% (H28)	92%以上

施策 1. 家庭教育支援の充実

近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化が見られることから、関係部局や団体、企業等と連携しながら、従来の方法では家庭教育学級に参加できなかった人々への支援を行うなど、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図っていきます。

- ・企業等との連携による家庭教育事業の実施など、仕事をもつ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場を提供します。
- ・学びへのきっかけづくりとして、教育文化会館・市民館・分館における家庭・地域教育学級の開催、PTAによる家庭教育学級の支援のほか、家庭教育推進連絡会や、子育て支援を所管する各区役所・関係部局、地域の様々な主体と連携した、家庭教育を支援するための学習機会の充実に取り組みます。
- ・家庭教育に対する支援を必要としている人に情報が届けられるよう、確実な情報発信を行います。

家庭教育支援事業について

家庭教育は、学校の教育や地域の教育力とともに、子どもを育むための大事な柱です。教育文化会館・市民館を中心に、各区で「家庭教育推進連絡会」、「家庭・地域教育学級」の開催や、「子育て支援啓発事業」、「家庭教育支援講座」のほか、「PTA家庭教育学級」への講師派遣、保育ボランティアの育成など、幅広く家庭教育推進事業が展開されています。

今後、さらに、地域教育会議や市民活動団体、企業などと協働しながら、学びの内容や手法も工夫して、これまで教育文化会館・市民館の講座に参加できなかった方々も参加できるような機会を創出していきます。

〔PTA家庭教育学級〕

子どもの理解や親の役割、家庭環境や地域課題をめぐる諸課題についての学習を、小・中学校PTAを中心に全区で開催しています。(H28年度：163学級開設)

学習テーマはさまざまですが、朝食や給食などを通じた食育、お金の大切さ、いじめや暴力防止、携帯電話やスマートフォンの利用に伴う情報モラル、子どもとのコミュニケーション、自主性を引き出すコーチングなどをテーマとした学習などに取り組んでいます。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>家庭教育支援事業</p> <p>子育て期の市民を地域全体で支えあう家庭教育環境を構築します。</p>	<p>●市民館等における家庭・地域教育学級等家庭教育に関する学習機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施（全区） <p>●PTAによる家庭教育学級開催の支援</p> <p>H28 開催数：163 校</p> <p>●全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全市・各区で実施 <p>●企業や福祉部門との連携による家庭教育支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29 開催数：2 講座（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域教育学級等事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・開催への継続的な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・全市・各区における「家庭教育推進連絡会」の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供等の実施

施策 2. 地域における教育活動の推進

地域教育会議の活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力向上を図る仕組みづくりを進めていきます。

- 各行政区と全中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援するとともに、地域教育会議の活動や魅力についての情報発信を行います。
- 子ども会議や地域教育会議の活動をはじめとして、学校と地域が連携して、子どもたちの意見表明と社会参加を促進し、地域の一員としての自覚を育みます。
- 「子どもの泳力向上プロジェクト」として、地域のスイミングスクール等と連携して、水に親しんできていない子どもや、泳ぎが苦手な子どもを対象に水泳教室を開催し、地域で子どもたちを支援していきます。
- シニア世代をはじめとする地域の幅広い世代の方々と協働して、子どもたちの学習や体験をサポートする「地域の寺子屋事業」について、全小・中学校への展開に向けて取組を推進します。地域の多様な大人との関わりの中で、子どもたちの学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の育成を図るとともに、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めます。

地域教育会議について

本市では、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、市内の全行政区と中学校区に地域教育会議が設置されています。

地域教育会議は、1980年代の学校教育が様々な課題を抱えていた時代に、教員・保護者・住民がともに教育という視点から地域課題に取り組み、市民が自らの責任として、教育改革を進めていこうという論議が高まり、市民からのボトムアップによって生まれた、川崎市独自の組織です。

地域教育会議では、地域住民の主体的な参加と運営により、「教育を語るつどい」や「子ども会議」などが開催され、教育について子どもを含めて住民みんなが考え合うための意識づくりが進められています。

長い活動の中で、地域教育会議の担い手が不足してきているなどの課題も出されていますが、地域の在り方を地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっている今、地域の現状を良く知る住民や関係者が集い、協力して実践していく地域教育会議の重要性はさらに増しています。

【行政区と中学校区の地域教育会議の役割】

- 中学校区では、住民・保護者・教職員の合意形成を図り、学校教育推進会議と連携しながら学校の運営や活動を支援するとともに、地域における子育て支援や学校と地域の協働を推進する組織として機能します。
- 行政区では、中学校区地域教育会議の支援・補完を通じたネットワーク化や、行政区全体の生涯学習活動を促進させるための支援とコーディネートのほか、地域の人びとの教育行政への意見反映と行政との協働を推進する組織として機能します。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>地域における教育活動の推進事業</p> <p>地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。また、「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、地域における子どもの育ちや意見表明を促進します。</p>	<p>●各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修会の実施等による支援 <p>●地域教育会議交流会の開催による情報共有の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流会の開催 <p>●市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 会議等の実施 <p>●地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> H28 参加者数：2,814 人 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会の実施等による、各地域教育会議の活動への支援 地域教育会議交流会の開催 子ども会議の継続実施 子どもの泳力向上に向けたプロジェクトの推進
<p>地域の寺子屋事業</p> <p>地域ぐるみで子どもたちの教育や学習をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めることを目的に、地域が主体となって子どもたちに放課後週1回の学習支援と、土曜日等に月1回の体験活動を行う「地域の寺子屋事業」を推進します。</p>	<p>●地域や学校の状況に応じて地域の寺子屋を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> H29.11 までの設置か所数：33 か所 <p>●寺子屋先生養成講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> H28 養成人数：121 人 <p>●寺子屋コーディネーターの養成</p> <ul style="list-style-type: none"> H28 養成人数：58 人 <p>●地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 年1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> すべての小・中学校での開講をめざした取組の推進 養成講座の実施 養成講座の実施 地域の寺子屋推進フォーラムの開催

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境をつくる

活力ある豊かな地域をつくるためには、多様な学びの機会を提供して学びによる地域のつながりを創出するとともに、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みの構築や、生涯学習をコーディネートする人材の育成に取り組む必要があります。また、地域の多様な市民が集い、学び、つながり、学んだ成果を主体的にいきいきと地域づくりや市民活動に活かすことができるよう、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などに取り組めます。

○ 現状と課題 ○

社会を取り巻く環境が急激に変化する中で、地域の課題や市民生活が多様化して様々なニーズが生じており、行政だけでそれらに corres 応するには限界があります。生涯にわたって学習し、自己の能力を高め、地域のために活動する人材を育成するとともに、地域課題を学び、解決していくための市民活動を促進することが求められています。

地域の生涯学習の拠点である教育文化会館や各区市民館・分館において多様な学びの機会を提供するとともに、学びを通じて市民同士や団体同士をつなげ、地縁のみならず「知縁＝学びによるつながり」による新たな絆を創造することで人間関係を紡ぎ、豊かにしていくことが期待されています。

また、平成 28 年度に実施した市民アンケートの結果を見ると、およそ半数の市民が、自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと考えていることから、それらの市民が持つ力を活用する場や機会の提供など、地域の生涯学習の推進において中核的な役割を担うことができる人材を育成することが必要です。

地域の人々との付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されている昨今では、高齢者などが地域で孤立するという深刻な状況も生じています。地域コミュニティの活性化に向けて若者からシニアまでの多様な世代の持つ力を活用するとともに、子育て世代の地域参加やシニア世代の生きがいにもつなげられるよう、地域社会への参加を支援する取組を推進する必要があります。

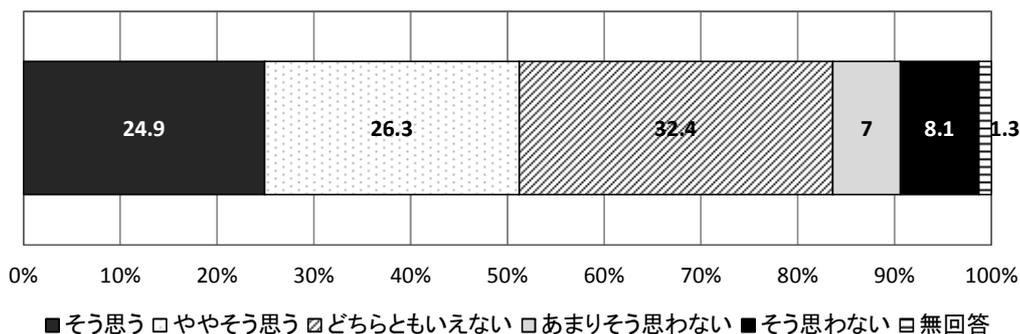
さらに、すべての市民が地域社会の構成員として地域の活動に参加できる社会の構築に向けて、年齢や性別、人種、障害の有無に関わらず、様々な市民が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた学びの機会の提供や社会参加に向けた支援などを行う必要があります。

地域における市民の学びを支援するためには、生涯学習環境の整備・充実が必要です。本市では、市立小中学校との連携、大学等と連携した図書館の相互利用や、各種市民団体・機関等との連携事業等を積極的に展開してきました。近年では、近隣自治

体と市立図書館の相互利用に関する協定を結び、さらなる図書館事業の充実を図っています。図書館施設以外での貸出・返却に対するニーズの高まりなど、今日の社会状況にあわせた市民サービスの向上に向けて検討していくことが必要です。

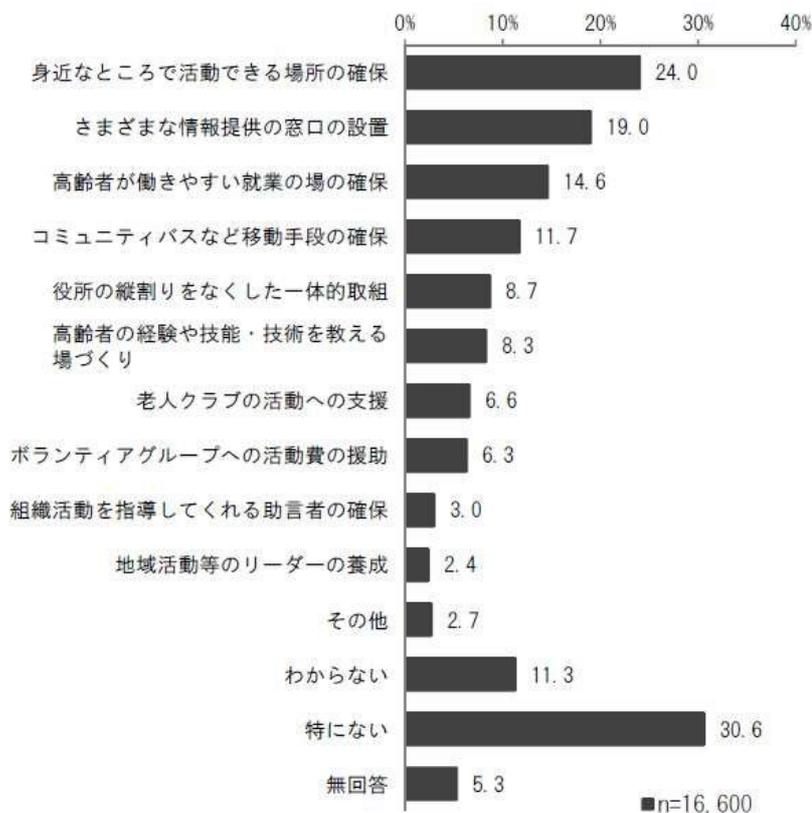
また、市民による生涯学習や市民活動の場として学校施設を有効に活用するため、校庭や体育館、特別教室を開放して市民の生涯学習を推進しています。今後も地域の身近な場として、学校施設の有効活用をさらに促進していくことが求められています。

あなたは、自分の知識や技術を、地域や社会に活かしたいと思いますか



資料：川崎市総合計画に関する市民アンケート調査(平成 28 年度)

あなたは、様々な活動をするのに、市からどのような援助を希望しますか



資料：川崎市高齢者実態調査報告書(平成 28 年度)

○ 政策目標 ○

市民の自主的な学びの機会を提供し、地域づくりにつながる学びや、学びを通じた出会い（「知縁」）を促進するとともに、地域における生涯学習の担い手を育成していきます。

市民の生涯学習の拠点となる教育文化会館・市民館及び図書館について市民サービスの向上に向けた取組を進めるとともに、施設の長寿命化や学校施設の有効活用などを推進し、学びの場の充実を図ります。

○ 参考指標 ○

（基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。）

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33)
教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）に参加した人の数	89,677 人 (H28)	91,000 人 以上
社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合	教育文化会館・市民館・分館で実施する各種社会教育事業（学級、集会など、家庭教育振興事業は除く）を通じて新しい知り合いが増えた人の割合	70.4% (H28)	70.5% 以上
市立図書館図書タイトル数	川崎市立図書館全館の所蔵図書の全タイトル数。所蔵図書の多様性を表す指標	83 万件 (H28)	87 万件 以上
図書館の入館者数	川崎市立図書館全館（管覧所を除く）の入り口に設置しているBDS（無断持出防止装置）による入館者数	409 万 4 千人 (H28)	437 万人 以上

施策 1. 自ら学び、活動するための支援の充実

市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす社会教育を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆やコミュニティを創造するとともに、地域の生涯学習の推進において中核的な役割を担うことができる人材の育成に取り組みます。

- 市民自主学級・市民自主企画事業の開催や、講座の企画や運営に関わる市民人材の育成など、自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かすことができる社会教育を展開し、市民主体の学習を担う人材を育成します。
- 地域の中での生涯学習活動をより活発化させるため、市民の自主的な学習や活動をコーディネートしていく人材を育成し、地域活動のネットワーク化を図ることで、様々な市民の社会参加と知縁づくりを促進します。
- 共生社会の実現に向けて、様々な市民が地域社会の構成員として社会参加できるよう学びの機会の提供や、いわゆる社会的弱者の社会参加の促進を支える人材の育成を行います。
- 市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つ、効果的・効率的な図書館の運営を行うとともに、市民サービスの向上に向けて図書館以外での貸出・返却サービスの充実に向けて検討を進めます。

市立図書館の多様な活動

市立図書館全館の個人貸出冊数の合計は毎年 600 万冊を超えています。特に、武蔵小杉駅前に移転し、平成 25 年度に開館した中原図書館では、立地の利便性や最新 I C T 機器の導入などにより年間貸出冊数が 170 万冊を超え、その盛況ぶりが話題になっています。

中原図書館では、自動書庫・自動貸出機・自動予約棚・図書無断持出防止装置（B D S）などの最新機器が注目されていますが、それ以外の図書館でも、自動貸出機や B D S を導入し、全館で I C T を活用した効率的な図書館運営を行っています。

地域課題の解決や、就労支援、ビジネス支援、子育て支援の場としての役割も図書館には求められるようになっており、多様な資料の充実や高度なレファレンスへの対応に取り組んでいます。

また、図書資料をセットにして学校に貸し出し、調べ学習や読書指導などを支援する取組も進めており、子どもから大人までが読書に親しむための読書推進活動を行っています。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>社会教育振興事業</p> <p>教育文化会館・市民館・分館において、市民の学習や活動の支援、社会教育に係る団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力による地域の教育力とまちづくり力の向上を図ります。</p>	<p>●子育てや、平和・人権・男女平等など、様々な学習の場の提供による市民の「学ぶ力」の育成</p> <p>●市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かす市民講師の養成・活用</p> <p>●市民提案・協働による課題解決型事業の推進、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成</p>	<p>●子育てや、平和・人権・男女平等など、様々な学習の場の提供による市民の「学ぶ力」の育成</p> <p>●市民が学びにより得た知識や経験等を身近な地域で活かす市民講師の養成・活用</p> <p>●市民提案・協働による課題解決型事業の推進、地域の生涯学習をコーディネートする人材の育成</p>
<p>図書館運営事業</p> <p>市民の読書要求に応え、市民の課題解決に役立つために、多様な図書館資料を収集・提供するとともに、レファレンスの向上、インターネットやICTの活用、関係機関や学校図書館との連携促進などを図りながら、効果的・効率的な図書館運営をめざします。</p>	<p>●多様な市民ニーズに応えるための資料の充実・タイトル数の確保</p> <p>●地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料の収集・提供</p> <p>●ICT機器を活用した効率的な図書館の運営及び維持管理</p> <p>●図書館総合システムの円滑な運用</p> <p>●来館困難者や高齢者、障害者等への支援</p>	<p>●多様な市民ニーズに応えるための資料の充実・タイトル数の確保</p> <p>●地域資料や課題解決等に役立つ広範な資料の収集・提供</p> <p>●ICT機器を活用した効率的な図書館の運営及び維持管理</p> <p>●図書館総合システムの円滑な運用</p> <p>●来館困難者や高齢者、障害者等への支援</p>

施策 2. 生涯学習環境の整備

学校施設の有効活用を促進するとともに、市民の主体的な学びを支援するため、社会教育施設等の長寿命化の推進や、さらなる市民サービスの向上に向けた管理・運営手法の検討など、生涯学習環境の充実を図っていきます。

- ・老朽化等への対応が課題となっている施設について、予防保全による施設長寿命化を計画的に推進するなど、生涯学習環境の整備・充実を図ります。
- ・学校施設の有効活用を一層推進することにより、市民の主体的な学びや活動を支援します。
- ・教育文化会館の今後の在り方についての検討を踏まえ、川崎区における生涯学習の拠点としての市民館機能の整備を行います。
- ・社会教育施設の市民サービス向上を図る効果的・効率的な運営のため、民間活力の適正な活用について検討するとともに、今後の在り方を検討します。
- ・市民が生涯学習に接する機会や場所を増やすため、公益財団法人や各種社会教育団体への支援・連携を行うとともに、NPO や企業、大学などとも連携したシニア向け学習事業などを行います。

学校施設の有効活用について

本市では、スポーツ・レクリエーション、生涯学習、文化活動、市民活動などの市民の様々な活動を支援することを目的に、学校教育に支障のない範囲で学校施設の有効活用を進めています。

市立小・中学校のほぼ全校で校庭、体育館の開放を行うとともに、音楽室など特別教室の開放などを進めており、年間で約 267 万人の利用があります。

今後も、身近な場所で住民が集い、活動するコミュニティの拠点として、学校施設の有効活用を進めていきます。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>生涯学習施設の環境整備事業</p> <p>市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図ります。</p>	<p>●市民活動の拠点としての学校施設（校庭、体育館、教室等）のさらなる活用の推進</p> <p>H29 開放施設数：450 か所</p> <p>●劣化状況に基づく、社会教育施設等の長寿命化等の推進 (改修工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> 幸市民館 麻生市民館 高津図書館 多摩市民館 <p>●川崎市における市民館の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 川崎市における市民館機能の在り方の公表 <p>●社会教育施設のより一層の市民サービス向上をめざした効率的・効果的な管理運営体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な管理運営体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設を活用した取組の充実 <p>●劣化状況に基づく、社会教育施設等の長寿命化等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化に向けた取組の実施 <p>●川崎市における市民館の整備推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設（労働会館）を活用した市民館整備の推進 <p>●社会教育施設のより一層の市民サービス向上をめざした効率的・効果的な管理運営体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討及び検討結果に基づく取組の推進
<p>社会教育関係団体等への支援・連携事業</p> <p>生涯学習団体や主体的に活動する社会教育関係団体への支援を行うことで、市民の生涯学習の機会の充実を図ります。</p>	<p>●生涯学習財団、社会教育関係団体への支援による学習機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の継続的な実施

基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める

「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、地域と連携しながら、国指定史跡橘樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性を活かし、専門性を充実させるとともに、生田緑地内の施設や関連部署、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

○ 現状と課題 ○

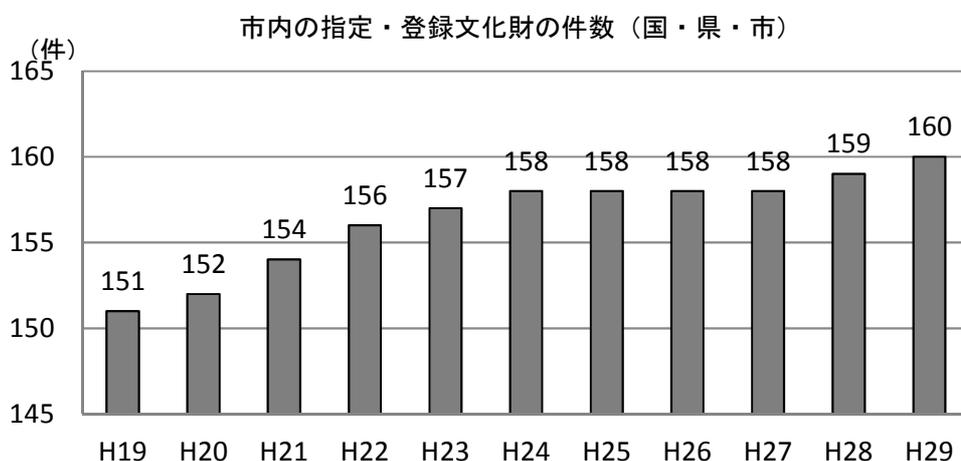
市内の指定・登録文化財は平成 29 年 11 月時点で 160 件となっています。また指定・登録はされていないものの、地域で守られ、伝えられてきた文化財も数多く存在しています。今後は、平成 29 年度中に運用開始予定の「川崎市地域文化財顕彰制度」の仕組みも活用しながら、指定・登録文化財はもとより、それ以外の文化財についても市民への周知を行い、市内文化財の保護・活用を図る必要があります。

市内初の国指定史跡となった橘樹官衙遺跡群（橘樹郡衙跡・影向寺遺跡）については、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」や「（仮称）国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていく必要があります。

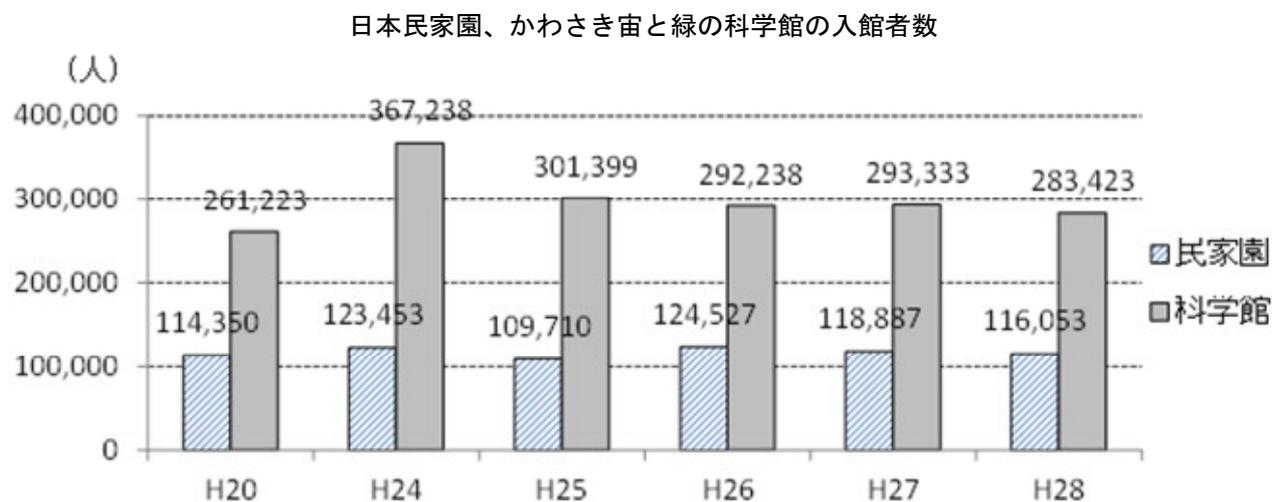
本市では、平成 28 年度に文化財ボランティア登録制度を創設し、登録ボランティアは様々な文化財保護・活用事業で活躍しています。さらに、平成 28 年度から 30 年度にかけて第 2 期文化財ボランティア養成講座を実施し、新たに登録ボランティアとなる人材を育成しています。今後も多様な担い手による文化財の保護・活用を推進し、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を進めることが必要です。そのためには、特に子どもたちが文化財に触れる機会を確保し、体験的な学習の場面を創出する必要があります。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館では、各施設の特性・専門性を活かした展示、調査研究、教育普及等、博物館活動の充実を図るとともに、学校・地域等との連携、生田緑地の横断的な管理運営、施設間連携により、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでいます。平成 33 年度に開館 50 周年を迎えるかわさき宙と緑の科学館の記念事業などを通じて生田緑地のさらなる魅力の発信を行い、生田緑地内の各博物館施設や地域、関係機関等と連携しながら、市民サービスの向上や国内外への魅力発信に取り組めます。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

を契機として、海外からの観光客にも対応した展示・普及活動の充実及び施設のサービスや利便性の向上を図るとともに、生田緑地という本市を代表する地域資源を最大限に活かし、効果的な魅力発信を行う必要があります。



資料：川崎市教育委員会調べ



科学館
リニューアル
オープン

資料：川崎市教育委員会調べ

○ 政策目標 ○

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、国史跡橘樹官衙遺跡群をはじめとする文化財の保護・活用を推進します。

日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

○ 参考指標 ○

(基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。)

指標名	指標の説明	実績値	目標値 (H33)
市内の指定・登録・認定等の文化財件数	従来の国・県・市の指定・登録の文化財件数に加え、「川崎市文化財保護活用計画」に基づく新たな文化財制度の取り組みとして、認定文化財の件数を追加	160件 (H29)	180件 以上
文化財ボランティア登録者数	文化財ボランティアの登録者数	22人 (H29)	32人 以上
橘樹官衙遺跡群関連事業への参加者数	橘樹官衙遺跡群の関連事業への参加者数	336人 (H28)	350人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」入園(館)者数	日本民家園の年間入園者数(入園料一般500円、中学生以下・市内65歳以上無料)及びかわさき宙と緑の科学館の年間入館者数(入館料無料)	民家園 116,053人 科学館 283,423人 (H28)	民家園 138,000人 科学館 305,000人 以上
「日本民家園」「かわさき宙と緑の科学館」来園(館)者アンケート満足度	「良かった・満足した」と回答した来園(館)者の割合	民家園 95.8% 科学館 86% (H28)	民家園 97% 科学館 90% 以上

施策 1. 文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、地域と連携しながら市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、橘樹官衙遺跡群の保存管理・活用・史跡整備等を計画的に推進します。

- ・「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存修理等を行うとともに、文化財指定制度を補完する新たな制度を活かして、未指定・未登録の文化財の保存・活用を図ります。
- ・「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、本市の貴重な宝として将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信し、さらなる文化的発展につなげていきます。
- ・文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を進めるとともに、多くの地域人材と協働した文化財の保護・活用により、市民が文化財に親しむ機会の充実を図ります。
- ・市内の学校に対して出土品を活用した出前授業などを行い、子どもたちに文化財を見たり触れたりする機会を提供し、文化財に対する興味・関心を育みます。

「川崎市文化財保護活用計画」について

川崎市には、市内初の国指定史跡である橘樹官衙遺跡群をはじめ、多数の文化財が存在しています。これらの文化財を通じて、市民の方々が地域の歴史に親しみ、地域を再発見し、川崎のまちを「ふるさと」として感じられる、地域の歴史や文化を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、教育委員会では、「川崎市文化財保護活用計画」を平成 26 年 3 月に策定しました。

「川崎市文化財保護活用計画」の施策の方向性及び基本理念は次のとおりです。

●今後の文化財保護活用施策の方向性

基本方向 1 「文化財の価値の共有と継承」

基本方向 2 「文化財の魅力を生かした地域づくり」

基本方向 3 「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

●川崎市が目指すべき都市像（基本理念）

「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」

※全文は市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/880/page/0000048101.html>

*文中の「橘樹郡衙跡・影向寺遺跡」は、「橘樹官衙遺跡群」として平成 27 年 3 月に国史跡に指定されました。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>文化財保護・活用事業</p> <p>市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎市文化財保護活用計画」に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進 ・「地域文化財顕彰制度」の導入（H29 予定） ●指定文化財の保存修理等の実施 ・保存修理等実施 ●専門的な知識を有する文化財ボランティアの育成・確保 ・H28 ボランティアが参加した事業日数：延べ 46 日 ●埋蔵文化財の発掘調査等の実施 ・調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく調査・保護・活用事業の実施 ・保存修理等の継続実施 ・文化財ボランティア講座の実施 ・発掘調査等の実施
<p>橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業</p> <p>古代川崎の歴史的文化遺産を後世まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙遺跡群」（橘樹郡衙跡と影向寺遺跡）の保存・活用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」に基づく取組の推進 ・計画策定（H29） ●「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」に基づく整備の推進 ●橘樹官衙遺跡群の調査・研究の推進 ・調査及び研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく保存管理及び史跡指定地の公有地化の推進 ・計画の策定及び計画に基づく整備の推進 ・調査及び研究の継続

施策 2. 博物館の魅力向上

日本民家園における民家の暮らし調査や、かわさき宙と緑の科学館における自然環境調査などにより、各施設の専門性を充実させるとともに、学校・地域等との連携により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。

- 日本民家園（以下「民家園」という。）では、日本有数の古民家の野外博物館として特性や専門性の充実を図り、古民家・民具等の資料整理、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。また、古民家の補修と耐震補強を計画的に進め、文化財の適切な保存・活用を図ります。さらに、園路の整備や危険樹木の伐採等を計画的に実施し、誰にでも安全で利用しやすい博物館づくりを進めます。
- かわさき宙と緑の科学館（以下「科学館」という。）では、市内唯一の自然系登録博物館として、自然・天文・科学の3分野において、特性や専門性の充実を図り、資料収集整理、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動を推進します。
- 民家園及び科学館と学校との連携を強化し、体験学習や社会科見学、学習投影や実験教室等を通じて、子どもたちの文化財や伝統文化、科学への理解や興味を育みます。
- 民家園及び科学館では、市民ミュージアムや岡本太郎美術館等市内各博物館と、調査研究、展示、教育普及等の博物館活動や、ボランティア、市民活動団体等の育成・支援、学校・地域・関係機関等との連携・協働事業の実施、関係者間でのネットワークづくり等の連携を図ります。
- 平成 33 年度の科学館開館 50 周年にあわせて記念事業を展開し、生田緑地の魅力を発信します。
- 民家園及び科学館は、「『生田緑地』の観光強化」として、市の「新・かわさき観光振興プラン」（平成 28 年 2 月）にも位置づけられており、外国人観光客にも対応した展示・広報活動の充実や利便性・回遊性の向上、食の魅力の開発・発信などの要素も含めて利用者サービスの充実に努め、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を機会として集客力を強化し、広域観光の魅力づくりを図ります。
- 民家園及び科学館は、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動を推進する事業として、市の「第 2 期川崎市文化芸術振興計画」（平成 26 年 3 月）にも位置づけられており、地域に根ざした文化芸術を活用したまちづくりを進め、生田緑地を中心とした地域の魅力発信のため、関係部局との連携を図っていきます。

事務事業名	現状	平成 30 年度～平成 33 年度の取組
<p>日本民家園管理運営事業</p> <p>国・県・市の指定文化財 25 件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の向上を図るため、「日本民家園」を運営します。</p>	<p>●江戸時代の古民家の野外展示</p> <p>・ H28 利用人数：116,053 人</p>	<p>・ 古民家の野外展示の実施</p>
	<p>●伝統生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施</p> <p>・ 企画展示及び事業実施</p>	<p>・ 企画展示及び各種講座等教育普及事業の充実</p>
	<p>●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の実施</p> <p>・ 広報活動の実施</p>	<p>・ 国内外に向けた広報活動の強化</p>
	<p>●文化財建造物・民具などの保存整備と調査研究</p> <p>・ 文化財建造物の維持管理</p> <p>・ 古民家耐震補強工事の実施</p> <p>・ 園内の環境整備</p> <p>・ 資料の整理・調査研究</p>	<p>・ 文化財建造物・民具等の保存整備、園内の環境整備及び収蔵資料等の整理・調査研究の推進</p>
	<p>●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進</p> <p>・ 連携事業の実施</p>	<p>・ 連携事業の充実</p>
	<p>青少年科学館管理運営事業</p> <p>自然・天文・科学の 3 つの柱を中心に、市民の科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市唯一の自然系登録博物館として、「青少年科学館」(かわさき宙と緑の科学館)を運営します。</p>	<p>●自然・天文・科学の 3 分野の実物・標本・模型などの資料展示</p> <p>・ H28 利用人数：283,423 人</p>
<p>●自然観察教室や実験教室など、体験を通じた教育普及の取組の推進</p> <p>・ 教育普及事業の実施</p>		<p>・ 事業の継続実施</p>
<p>●プラネタリウムを活用した天文知識の普及啓発の実施</p> <p>・ 事業実施</p>		<p>・ プラネタリウムを活用した事業の実施</p>
<p>●ボランティア、市民活動団体等の育成、支援</p> <p>・ 天文サポーター研修会等の実施や団体支援</p>		<p>・ 研修会の実施等によるボランティアの育成や団体支援</p>
<p>●生田緑地における他博物館や美術館と連携した取組の推進</p> <p>・ 連携事業の実施</p>		<p>・ 連携事業の充実</p>
<p>●開館 50 周年記念に向けた取組</p>		<p>・ 記念事業の実施 (H33) に向けた取組の実施</p>



進捗管理の考え方

プランの基本理念及び基本目標など今後本市の教育がめざすものを実現するためには、計画策定後の進捗管理が重要です。また、社会状況や子どもたちの様子など、教育をめぐる状況は、変化を続けています。こうした状況変化にも柔軟に対応できる計画の運用が必要です。

そのため、プランに基づく取組の進捗を管理する手法として、「計画(PLAN)－実行(DO)－評価(CHECK)－見直し(ACTION)」のいわゆるPDCAサイクルを確立していきます。

PDCAサイクルの運用にあたりましては、プランの中で基本政策ごとに設定した目標の到達度や施策・事務事業の計画の実行状況を点検し、学識経験者、市民代表、教職員代表からなる川崎市教育改革推進会議から御意見をいただきながら、毎年度評価を行っていきます。評価の結果については、次年度以降の取組内容の見直し・改善に活用します。

また、計画の推進には、学校、家庭、地域などの多様な主体との連携・協働が必要ですので、目標や事業計画が計画期間内でどこまで達成できたのかを関係者に分かりやすくお伝えする必要があります。そのため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定に基づき、評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、広く市民の皆様にご公表していきます。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

第2次川崎市教育振興基本計画

かわさき教育プラン

第2期実施計画 素案

平成29(2017)年 月

編集 川崎市教育委員会事務局総務部企画課

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-3244

FAX 044-200-3950

Eメール 88kikaku@city.kawasaki.jp